

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (12名)

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 小林 孝昭 | 2番 安川 禎幸  |
| 3番 高橋 紳章 | 4番 丸山 康夫  |
| 5番 平野 龍彦 | 6番 安川 繁典  |
| 7番 入江 政行 | 8番 黒川 悟   |
| 9番 鳴海 圭矢 | 10番 白水 英至 |
| 11番 藤木 泰 | 12番 古賀ひろ子 |

欠席議員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

|                 |       |               |        |
|-----------------|-------|---------------|--------|
| 町長 ……………        | 安川 茂伸 | 副町長 ……………     | 原田 和幸  |
| 副町長 ……………       | 一木 孝敏 | 教育長 ……………     | 佐々木壮一朗 |
| 総務課長 ……………      | 工藤 正人 | 地域コミュニティ課長 …… | 太田 一男  |
| シティプロモーション課長 …… | 瓦田 浩一 | 企画財政課長 ……………  | 中西 敏光  |
| 税務課長 ……………      | 田口 嘉輝 | 会計課長 ……………    | 大神 隆史  |
| 住民課長 ……………      | 八島 勝行 | 健康課長 ……………    | 尾上 靖子  |
| 福祉課長 ……………      | 佐伯 剛美 | 環境課長 ……………    | 久我 政克  |

管財課長 …………… 矢野 量久                      都市整備課長 …………… 藤木 義和  
上下水道課長 …………… 前田 友博                      学校教育課長 …………… 川畑 廣典  
社会教育課長 …………… 竹下 健一                      こどもみらい課長 ……… 飯西 美咲

---

10時00分開議

○**議会事務局長（太田美和）** 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

本日の議事日程第3号を表示しておりますので、御確認願います。

○**議長（古賀ひろ子）** 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 一般質問

○**議長（古賀ひろ子）** 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号1番。4番、丸山議員。

○**議員（4番 丸山康夫）** 4番、丸山康夫です。12月定例議会でも先陣を切って一般質問を行います。住民目線で町の課題を整理し、しっかり掘り下げていくとともに、これまで以上に町民の皆様に寄り添った一般質問を行いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最初の質問に入ります。

今回のテーマは、高齢者の就労支援に愛の手を。サブタイトルにシルバー人材センターの設立を。と題して行いますので、よろしく願いします。

シルバー人材センターに関する質問は、今回で4度目になります。さすがに4度目の質問となると、私も考えるところがあり、かなり踏み込んだ質問も行いますので、しっかり回答してください。今回は、ぜひ前向きな回答を引き出したいと思っています。

それでは、最初に私がシルバー人材センターを設立すべきだと考えている理由を説明します。

シルバー人材センターが設置されていない自治体は、福岡都市圏では宇美町だけです。シルバー人材センターを設置している自治体に言わせれば、宇美町はなぜ設置していないの不思議に思われています。

我が家のポストに近隣市のシルバー人材センターから「お仕事受けます」のチラシがよく投函されています。それだけシルバー人材センターに仕事を依頼したいと思っている住民が多いことの裏づけでもあると言えます。

実際に、私が近隣市のシルバー人材センターの理事長さんとお話をしたときも、なぜ設置していないのか不思議に思っておられました。補助金も充実しているのに、それを使わないなんて

ったいないとおっしゃっていました。

今の話からも分かるように、運営に関する経費も国や県が手厚い補助金を用意しています。なぜこれだけ手厚い支援が行われているかといいますと、超高齢化社会の到来に向けて、国や県が政策としてシルバー人材センターを全国の自治体に設置し、そこを中心に高齢者の就労支援を行うことで、定年退職後に就業等を希望する高齢者に対して、地域の日常生活に密着した仕事を提供し、高齢者の就業機会の増大を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するため、また高齢者の生きがいを促し、健康で意欲的な高齢者を育てていこうとしているからです。ほかにも、高齢者の孤立を防ぐという大切な役割もあります。コロナ禍で高齢者は家から出られず、孤立が進んだと言われています。現に、宇美町シニアクラブ連合会も脱退が相次ぎ、会員数が大きく減っています。今こそ高齢者をつなぐ組織が必要なんです。私は、国や県がこれだけ手厚い補助メニューを準備しているのに手を挙げない宇美町に対して、少々あきれております。

さて、宇美町の実情に目を移しますと、高齢者人口が急激に増加しています。平成19年は糟屋地区の平均と同率の16.3%でしたが、令和4年になると28.5%と、約15年で12.2%増加しています。また、令和4年度の糟屋地区の平均が24.1%ですから、4.3%上回っていることとなります。この数値は、令和32年には36.3%まで跳ね上がります。つまり、宇美町は福岡都市圏のどの自治体よりも急激に高齢化が進む町だということが分かると思います。じわじわと高齢化が進む他の自治体とは深刻さが異なり、今すぐに対策を打たないといけないということがこの場にいる皆さんにも伝わってくる数字だと思います。

今回は、これまで積み重ねた調査研究の成果をお聞きするとともに、改めてシルバー人材センターの設置に向けた考えを聞きたいと思います。

それでは、最初の質問に入ります。

宇美町の高齢者の就労実態はどのようになっていますか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） 令和2年度に行われました国勢調査の結果、宇美町の65歳以上の就業率は25.86%となっております。さらに年齢階層別にみますと、65歳から69歳は47.41%、70歳から74歳は30.52%となっております。5年前となる平成27年度に比べますと、65歳から69歳は8.73ポイント、70歳から74歳につきましては9.18ポイントの上昇となっております。

今年、総務省がまとめた統計からみた我が国の高齢者におきましても、令和4年の65歳以上の就業率は25.2%で、65歳から69歳、70歳から74歳では過去最高となっております。

また、福岡県介護保険広域連合が要介護認定を受けていない町内の65歳以上の方を無作為抽出しまして毎年行っております高齢者生活アンケートにおきましても、24.2%が収入のある

仕事に就いているという、おおむね同様の結果となっております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 確かに、日本の労働者不足が顕著に現れ、高齢者の就労割合は増加しています。ただし、最初にお示ししたように、宇美町では高齢者の数が激増しています。就労していない人の数はどのように推移していますか。回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 就労していない方の数です。先ほど御説明しました令和2年度の国勢調査の結果で申し上げますと、就労していない人の数には、専業主婦や病気、要介護状態の方も含まれておりますが、65歳から69歳が1,535人で、平成27年度に比べますと409人減少した一方で、70歳から74歳が1,996人と、404人の増加となっております。

まとめますと、平成27年度から令和2年度までの5年間で、65歳から74歳までの仕事をしていない人の数は5人減少したことになり、ほとんど変わらないという結果になりました。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 次の質問に入りますけれども、当町の後期高齢者の1人当たりの医療費が福岡県で長期にわたり一番高額であることは、ここにおられる皆さん御承知のことだと思います。全国の都道府県で一番高いのが福岡県ですから、宇美町の後期高齢者1人当たりの医療費は、ほぼ日本一高いと言っても過言ではないと思います。元気に働いている高齢者が多い自治体は、相対的に医療費が安いと言われておりますけれども、言い換えれば、高齢者が生き生きと働ける環境を構築している自治体は、1人当たりの医療費が安いとも言えると思います。

そこでお尋ねしますが、高齢者の就労実態とほぼ日本一高い後期高齢者の1人当たりの医療費とは因果関係があるのではないかと思います。見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 高齢者の就労実態と後期高齢者の1人当たり医療費との因果関係についての見解をということでございます。

結論から申し上げますと、明確な因果関係があるとは考えておりません。

福岡県が平成30年度から令和5年度までを対象に作成しております第3期福岡県医療費適正化計画というのがありますが、目標の達成に向けた施策としましては、健康保持の推進では特定健康診査及び特定保健指導の推進、それと健康づくりによる生活習慣病予防と重症化予防等、それに加えまして、がん予防の推進を柱として盛り込むということにされております。

そのほか、医療の効率的な提供の推進という施策がございますが、高齢者の就労支援等は、施策としては盛り込まれておりません。

議員が先ほどおっしゃいましたように、20年ほど前に高齢者の就労が進むことで、その高齢

者の健康等が促進され、将来の社会保障費の伸びの抑制につながるというふうに期待されたことがございますが、現在全国をはじめ福岡県の医療費は増額の一途をたどっております。

その要因としては、食生活の変化、医療技術の進歩、また新しい医薬品の開発等、様々な要因が影響しており、対策につきましても高齢者の就労支援を医療費の削減につなげるといった議論ではなく、先ほど申し上げた施策等にシフトしているものと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私は、この医療費の問題は後期高齢者医療制度が始まるずっと前から宇美町の大きな課題として上がっていました、そう思っています。その頃から高齢者の就労支援にしっかり取り組み、元気で生き生きと働く高齢者を育てていることにしっかり取り組んでいけば、現状も変わっていたのかもしれませんが、ずっとほったらかしにしてきたツケが回ってきているんじゃないかなと思っています。医療費適正化推進室も設置されましたので、大いに期待をしたいところであります。私は、高齢者の就労支援にしっかり取り組むことで、宇美町が抱えている医療費問題にも切り込んでいけるのではないかと、こう考えています。

次の質問に移りますが、宇美町では、高齢者の就労に対する意識調査やニーズ調査は実施しているのか。調査しているのであれば、ぜひ結果と併せて回答をしてください。お願いします。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 高齢者の就労に対する意識に特化した調査を行っておりませんが、最初の質問の回答にも回答させていただきましたが、福岡県介護保険広域連合が行っております65歳以上の方を対象に実施している高齢者生活アンケートの中で、就労等の社会参加の状況を把握しておりますし、総務省が毎年行っております労働力調査などで、高齢者の就業状況や就業希望者の状況を把握しております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 町が直接行ったものはないということですね。

もう一度お尋ねしますが、当町には、宇美町総合福祉計画と、その中に高齢者福祉計画を策定しています。高齢者福祉計画を策定する際に、高齢者の就労に対する意識調査やニーズ調査、これは当然行っているんじゃないですか。このことを網羅していない高齢者福祉計画などあり得ないと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 宇美町高齢者福祉計画の策定に当たりましては、無作為抽出の住民を対象として、地域福祉に対するアンケートというのを実施いたしました。

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉全般を範囲とする計画で、本町は総合福祉計画の中に高齢者福祉計画を含んで策定していることもあり、内容が非常に多岐にわたるため、回答者の負担を考

慮しつつ、質問内容を厳選しております。

このアンケートで、就労の意向に関する質問につきましては、障がいをお持ちの方に対して行い、高齢者につきましては、高齢者を取り巻く社会情勢や、先ほど申しあげました調査の資料を活用して策定をしております。

本町の高齢者福祉計画は、就労可能な元気な高齢者を含め、要介護状態の方、その介護を行う家族など、高齢者全体をめぐる課題に対応した計画となっており、国の制度の見直しにより就労の機会が拡大されている現状と、就労や趣味など社会参加をされている方が増加している調査の結果等を踏まえまして、高齢者が仕事や趣味や地域活動で活躍するための前提として重要となります健康づくりや、介護予防の視点を加えた内容となっております。そのため、高齢者福祉計画では、高齢者の就労に特化した計画ではございませんので、就労意向に関する調査は行っておりません。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私は、高齢者が健康で生き生きと働ける、そして地域参画ができる環境を構築していくことこそが、介護予防や認知症の予防、そして健康増進につながる一番の近道であると考えています。であるからこそ、高齢者の就労に関するニーズ調査等に関しましては、しっかり取り組んでいただかなくてはならないと強く感じております。

さて、宇美町高齢者福祉計画の中には、次のように記載されています。そのまま読みます。「高齢者がはつらつと生きがいのある生活を送るためには、長い人生の中で培われた知識や技能が日常生活や地域社会で発揮でき、社会の重要な構成員として活躍できるような社会づくりが必要です。高齢者の働く意欲に応じた就労の場を確保するとともに、地域活動への参加を促しながら高齢者の活躍の場を広げていくことが重要です。」こう記載されているんです。これはもう、シルバー人材センターを設立して、そこで就労の場を確保すると、こう言っているようなもんです。

この高齢者福祉計画に照らして、次の質問を行います。

宇美町が取り組んでいる高齢者就労支援は、どのようなものがありますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 尾上課長。

○健康課長（尾上靖子） 高齢者の就労支援といたしましては、1点目が福岡県が設置する生涯現役チャレンジセンター。2点目が公益財団法人宇美町コミュニティー・センターの高齢者就労支援。3点目が社会福祉法人宇美町社会福祉協議会の独自事業といたしまして、有償ボランティアによる支え合い事業が該当いたします。

1点目の福岡県生涯現役チャレンジセンターは、高齢者が多様な活躍の機会を得られるよう、就業や社会参加を支援する総合拠点で、様々なジャンルの求人情報の提供、就職の仲介、経験を

生かすことのできる進路の提案やセミナーの開催等が行われております。

2点目の公益財団法人宇美町コミュニティー・センターでは、高齢者就労支援としまして、公共施設の維持管理や環境美化に関する公益目的の事業をはじめ、一般家庭、民間企業の草刈り、清掃、剪定等が行われております。

3点目の社会福祉法人宇美町社会福祉協議会では、独自事業で有償ボランティアによります支え合い事業があり、協力会員が利用会員の困り事に対して、一般的な掃除、洗濯、調理、買物、話し相手などで支援します日常支援と、家屋の小修繕、草取り、庭木の剪定、衣類の補修などを支援する専門支援が行われております。

説明いたしました以上の3点につきましては、窓口での御案内のほかホームページ、そして町がオリジナルで作成しております高齢者便利帳に情報を掲載しまして、高齢者が集まる講座や通いの場等で配布をしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 町が直接実施している事業はないということですね。それと、社協が行っている有償ボランティア支え合い制度を就業支援としてやっていると言われたのには、少々驚いてしまいました。たしか22人が登録しておられますよね。文字どおり有償のボランティアによる支え合い事業なので、これは、私は就労支援には該当しないと思っておりました。

さて、先ほど言いましたけれども、この高齢者福祉計画に書いてあることを言い換えると、シルバー人材センターをつくらにやいけないと、こう読み解けます。自分たちで策定した高齢者福祉計画に書いていることを宇美町ではほとんど何もやっていないと私には聞こえました。計画に書いていることをやっていないというのは、言い換えれば、やるべきことをやっていないということであり、行政の不作為に当たるということを肝に銘じていただいて、次からの質問にお答えいただきたいと思います。

本来は、幅広い高齢者就労支援の中で、宇美町が唯一取り組んでいると言われている公益財団法人宇美町コミュニティー・センターについてお聞きします。

宇美町コミュニティー・センターは、ホームページを確認すると、1番目に宇美町総合スポーツ公園を拠点とした各種スポーツイベントによる町民の健康増進。2番目に文化事業による町民の感性の向上。3番目に高齢者の生きがいづくり及び環境美化を目的とした緑地・公園等の整備促進を図ることを目的とし、平成10年に設立されました。スポーツ文化事業は全町民が対象なんでしょうけれども、いずれにせよシルバー人材センターの事業内容とは異なっており、かぶっている部分は少しという感じです。

御承知のとおり、宇美町コミュニティー・センターには、宇美町から3億円を拠出して運用益

を得ています。また、町の施設である緑道をはじめ、公園などの草取りや剪定業務は、大半を宇美町コミュニティー・センターに委託しています。

町が出資している法人の業務内容に関することは、議会の権限が及ばないために直接質問ができないということは承知しておりますけれども、町に関係が深い法人です。町に関係する業務について、支障のない範囲でお答えいただきたいと思います。公益財団法人宇美町コミュニティー・センターがどのような事業を行っているのか。また、登録者の状況及び推移についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） お答えします。管財課より御回答いたします。

公益財団法人宇美町コミュニティー・センターの事業内容について御回答いたします。

まず、同センターは、先ほど申された3つの目的の基、5つの公益目的事業を定款により定められてあります。1つ目として、宇美町の各施設を活用した健康推進事業。2つ目としては、宇美町の各施設を活用した文化活動推進事業。3つ目は、宇美町及び近郊都市の環境美化推進事業。4点目としては、宇美町が委託する公共施設の管理・運営のための受託事業。最後に5つ目として、その他この法人の目的を達成するために必要な事業というふうになっております。

現在、健康推進事業及び文化活動推進事業につきましては、こちらは町と協議の上実施されていませんが、町全体の環境美化推進事業、そして宇美町が委託する公共施設の維持管理・運営のための受託事業を主とした公益目的事業を展開されています。公益施設以外で申しますと、高齢者就労支援事業として、年間を通じ、一般家庭、町内民間企業の除草、清掃、剪定などの事業も実施されてあります。

次に、登録の状況及び推移につきましては、令和4年度決算時におきまして、登録者は121名、平均年齢といたしましては71.8歳となっており、平成21年をピークに登録者は減少、平均年齢は上昇しているというような状況でございます。こちらにつきましては、社会情勢の変化によるもので、定年延長などから新規登録者も事実上70歳以上の方しかおられません。この状況は、今後も続く可能性が高いというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 続きまして、宇美町が同センターに委託している事業内容及び費用について回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 矢野課長。

○管財課長（矢野量久） 町が同センターに委託しております事業内容及び費用といたしましては、町有地の緑道などの草刈りや剪定作業のほか、体育施設管理事業として、総合スポーツ公園、宇



美南町民センター、原の前スポーツ公園の清掃や芝生管理、公共施設内で申しますと、宇美町こども教育総合支援センターハピネス、宇美町働く婦人の家し〜ず・うみ、歴史民俗資料館、そして各町立保育園などの館内清掃管理を受託されています。また、学校管理施設の事業としましては、各小中学校の校務員としての業務も受託されています。本年度の契約総数といたしましては、全体で12契約、当初契約時点の合計金額といたしましては、1億2,865万円余というふうな金額となります。

また、就業に関する情報としまして、同センターに照会し回答いただきましたので、御披露いたします。

まず、登録されてある方の勤務日数、こちらは月8日間からフル勤務の方まで幅広く、勤務時間は受託している施設及び事業内容により異なりますが、通常9時から16時までの7時間、休憩時間を除き6時間が賃金の算定時間となっております。最も少ない方で申しますと、1日4時間という方もおられます。

収入という面で申しますと、勤務時間、勤務日数によって当然ながら異なるわけですが、月額収入は、総支給額の平均額としましては7万1,000円ほどというふうに聞きを及んでおります。

作業に従事する日数としましては、大半の方が月10日間が基本となっておりますが、屋外の業務は天候に左右されますので、それより少なくなるときもあるということみたいです。

次に、仕事としての繁忙期となる時期につきまして、こちらは当然ながら春先から秋口となりますので、業務自体は年間を通して一定の平準化が行われているというふうに聞き及んでおります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今年の夏は、史上最高の猛暑でしたけれども、宇美町コミュニティー・センターで働いておられる皆さん、大変だったと思っています。かなり前ですけども、重大事故も発生したと聞き及んでおりますけれども、暑さ対策や今後の寒さ対策など適切に行われているのでしょうか。一木副町長は、きちんと現場を見に行かれていると思いますので、見てきた感想を含めて、回答を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 一木副町長。

○副町長（一木孝敏） 暑さ対策及び現場状況についてお答え申し上げます。

初めに、現場巡回について申しますと、センターの理事長に就任してからは、業務の関係上から以前に比べ減少しておりますが、熱中症対策につきましては安全対策等を含め現場監督に、また発注しております役場所管課に適時聞き取りや助言等を行っているところでございます。

近年の夏場における気温の上昇は、高齢者の方々が従事するには体力的負担が大きい状況でございます。そのため、センターでは熱中症対策として、作業時には各班の代表者に熱中症指数計を携帯していただき、アラートによる熱中症指数の確認をしながら、小まめな休憩の実施を徹底するとともに、塩あめと経口補水液の常備と製氷機や冷凍庫などの設備を準備し、作業員の方々に自由に利用していただいているとのことです。

また、連続勤務とならないよう、業務の内容においては、毎週水曜日を休業するなどの対策も講じられていることから、過去5年間では熱中症による緊急搬送等の事例は発生しておりません。

今後とも、作業に当たっては細心の注意を払い努められると伺っているところですが、委託元である町の所管課についても、委託箇所の再検討や作業時期について、今後も助言や指導を行ってまいります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） お答えありがとうございます。宇美町コミュニティー・センターに対する私の考えを率直に申しますと、高齢者のニーズに合わせて設立された財団法人ではなくて、町にとって都合がいいようにつくった財団法人であると、こう認識しています。緑道や公園の維持管理を民間の業者に委託すると、費用は宇美町コミュニティー・センターに委託するよりもはるかに高額になります。そこで高齢者に登録してもらい、ほぼ最低賃金で働かせていると。それは、住民ファーストの施策ではなく、町にとって都合がいい施策ではないでしょうか。手に技能を持っていても、事務や経理の経験があっても、やれる仕事は草取りと剪定作業に限られてしまいます。宇美町コミュニティー・センターの業務内容は、とても高齢者福祉計画に記載されている内容ではないということを付け加えて、次の質問を行います。

宇美町コミュニティー・センターは、高齢者を登録し、町から委託された草取りと剪定業務、そして町内の一般家庭などの草取りと剪定業務のみ行っていますが、その業務内容をシルバー人材センターが行っている業務に近い形に見直すことは可能なんでしょうか。一木副町長、見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 一木副町長。

○副町長（一木孝敏） シルバー人材センターに近い業務形態の見直しにすることは可能かについてお答え申し上げます。

宇美町コミュニティー・センターについては、町と異なる団体であり、公益財団法人になります。

財団法人にあつては、法人を構成する社員が存在しませんので、社員総会に当たる意思決定機関は、法律上設けられておりません。したがって、財団法人に当たっては、各理事が単独に意思決定機関としての機能を持っております。私が同法人の理事を兼務しておりますので、業務形態

の見直しに関する事項など、この場において理事としての回答は不適切と思われるので、今回の御質問に対してはお答えを差し控えさせていただきます。

また、先ほど申されました高齢者ニーズに合わせて設立された財団法人ではなく、町の事情に沿った形で設立された財団法人であるという点については、捉え方によって解釈は大きく異なっています。そもそも公益財団法人は、財産そのものが法人格になるのに対して、公益社団法人は、人の集まりが法人格になります。公益社団法人は、一定の目的を基に集まった人と組織から成り立ち、営利目的ではない活動を行う法人です。対して、公益財団法人は、一定の目的の基に拠出された財産の集まりで、公益を目的として管理運用される組織であります。要約すると、法人設立の目的は違うことになります。

また、議員が申されました町にとって都合がいいということは、町は行政機関であることから、限られた財源を有効に活用するため、歳出を抑制しつつ、高齢者の方々の就労に関しても一翼を担う効率的な手法が取れているということにつながります。

いずれにいたしましても、高齢者の方々が求める目的やニーズに合わせて設立された法人ではございません。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私の予想したとおりの回答でしたが、私の考えを言いますと、当然ながら、宇美町コミュニティー・センターをシルバー人材センターが行っている業務に近い形に見直すことはできません。その理由は、設置された目的が違うからです。これを言い換えると、あなた方がこれまで私の質問に対する回答のよりどころとしていた宇美町コミュニティー・センターがあるからシルバー人材センターは設置できないという言い訳は、ここで崩壊したことになると言っておきたいと思います。

さて、前回の私が質問したことに対する答弁ですけれども、そのまま読みます。「今後もシルバー人材センターの設立につきましては、社会情勢や町内の高齢者の就労状況につきまして注視をしながら、調査研究を行う必要がある」と回答されていました。調査研究の必要があると言っておられましたので、当然この1年半の間、しっかり調査研究されたでしょう。

そこで、次の質問に移りますけれども、これらのことを踏まえて、町がこれまで行ってきたシルバー人材センターに関する調査研究の成果をぜひ報告していただきたいと思います。当然、近隣市や人口規模が同等の自治体のシルバー人材センターには視察に行って、業務内容はもちろん、シルバー人材センターの大切さもじっくり見て、そして働いておられる方々の声もしっかり聞いておられるでしょうから、いつどこに行ったのかまで報告していただきたいと思います。また、福岡県内及び全国で設置していない自治体の数や、国・県が準備している補助金の詳細も併せて回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 尾上健康課長。

○健康課長（尾上靖子） これまでの調査研究の成果をとということでございますが、過去に遡りますと、平成28年4月にスポーツ・人材活用推進室が設置されまして、人材活用に関する施策を総合的に推進するための調査研究と題し、主としてコミュニティー・センターのシルバー人材センター化について調査研究を行っております。

結論の要約としましては、国からの補助金の限度額は県及び町からの補助金の額の合計で、県からの補助金は設立から10年間であり、運営上、町は毎年700万円から800万円程度の財政負担が生じ、10年目以降は補助金がなくなるために、それ以上の財政負担が生じるという点、それとコミュニティー・センターが保有する資産の取扱いについて調整する課題が多い点、県内では6市町村が未設置ではありますが、法的な義務はない点から、コミュニティー・センターのシルバー人材センター化については凍結するということとし、長期的に調査・研究を行うというふうにされております。

いっどこに視察に行ったかという質問でございますが、令和2年2月に志免町シルバー人材センター、福岡県シルバー人材センターの連合会とそれぞれお会いし、シルバー人材センターの実態等を聞き取っております。この聞き取りにより、同様の業務内容でありますコミュニティー・センターとシルバー人材センターを町内で両立させていくということは、現時点では難しいという見解でございました。

また、先日、須恵町のシルバー人材センターへお伺いし、運営方法や補助金、業務内容等についてお話を伺ってまいりました。その内容の一部としましては、就労や会員同士の交流の場が広がるなどの社会参加の促進につながるというメリットの反面、会員の確保が難しいこと、業務内容の7割が公共施設からの依頼であること、会員の就労は月40時間程度で、収入は月額二、三万円程度ということで、大きな収入とはなっていないということなどを聞き取っております。

設置していない自治体の数につきましては、福岡県内は宇美町を含め6自治体、全国での未設置数というところでは確認できませんでしたが、令和4年度末での設置数は1,308か所、設置率は83%となっております。

国の補助金としましては、補助対象要件が登録人数が100名以上かつ就業延べ人日数が417以上であることです。対象経費は運営費のみで、補助額としましては会員数や就業延べ人日数を基に算出した額で、国の補助金は県、町からの補助合計額が上限となっております。

県の補助金としましては、補助対象要件は国同様、登録人数が100名以上の施設で、対象経費は運営費のみとなっております。補助額は登録人数により異なっておりますが、上限額は230万円、補助期間は10年間となっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 冒頭で述べた補助金の実態が明らかになりました。今どき、こんな補助制度なかなかありません。こんなに有利な補助制度があるのにそれを活用しないなんて、普通じゃ考えられないです。

ここで、原田副町長にお尋ねしたいと思いますが、今しがた課長が調査研究の成果を述べられました。以前から調査研究を行うと回答されていますのですが、全くと言っていいほど進展していないように聞こえてきます。どのようにお考えになっておられますか。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） これまで調査研究の結果等につきましては、所管課長が報告したとおりでございますが、政策の決定に当たっては、刻々と変化する社会情勢等に鑑み、例えばコロナ禍におけるワクチン接種や給付金の事務など、住民の生活や生命に直結して最優先で取り組むべきもの、また一方では、中長期的な視点に立って対応していくことも肝要であるというふうに考えています。

厚生労働省が今年7月に、令和4年の日本人の平均寿命について、男性は81.05歳、女性は87.09歳であったことを発表し、総務省は今年9月に高齢化率が過去最高の29.1%を更新したとの発表を行っております。

本町におきましても、高齢化率は今年の9月に29.05%となり、1年間で0.34ポイント増加しており、御指摘のとおり高齢化の進展に伴って想定される課題につきましては、深刻に受け止めているところでございます。

町では、これまでシルバー人材センターの設立につきましては、社会情勢や高齢者の就業状況を注視しながら調査研究を行う必要がある旨の答弁を行ってまいりました。一般的には、短期的にこの社会情勢が大きく変化することはありませんので、短期間での変化を想定しているものではなく、中長期的に調査研究を行うと認識をしてきたところでございます。

しかしながら、令和2年から始まる新型コロナウイルス感染症においては、短期間での大きな社会情勢の変化をもたらしました。その1つとして、高齢者の就業においても、外出を自粛するなど大きな変化が生じてきているところです。それに加えて、年金支給年齢の引上げや定年延長など、高齢者を取り巻く環境の変化も生じてきています。

他方では、全国におけるシルバー人材センターの加入会員数の推移においても大きな変化が見られます。

具体的には、年々全国の高齢者人口が増加している一方で、加入会員数は平成21年をピークに減少しており、令和4年ではピーク時よりも14%減少しております。シルバー人材センターの在り方にも大きく影響するものと思われまます。これらのことは、高齢者を取り巻く生活環境の

変化が生じていることにつながり、短期的に社会情勢の変化が生じたものと捉えることができる  
と考えられます。

これらのことを踏まえますと、中長期的ではなく、現時点において改めて調査研究を進めるこ  
とも必要ではないかというふうに考えているところです。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 調査研究を行うと言っておいて、今さらそれは中長期的スパンのこと  
であり、すぐ取り組む必要性を認識していなかったと、私はそういうふうな言い訳が返ってくる  
と思ってみませんでしたけれども、一般質問を行う意義というものに重きを置いていただく必要  
があるんじゃないかなと認識しております。

さて、前回質問したときの答弁をそのまま抜粋し読みますが、「お元気な高齢者が活躍できる  
場の拡大は非常に重要な高齢者施策の1つであり、業務内容が草取りや清掃に限られたコミュニ  
ティー・センターよりもシルバー人材センターのほうが請け負う仕事の内容に幅があり、高齢者  
が長年培った経験や能力を生かして、活躍の場が広がる可能性があるということを確認していま  
す」と、こう回答されています。認識しているのに取り組まないのは、やはり大変おかしな話だ  
ろうと思っております。

シルバー人材センターに関しましては、先ほど回答されたとおり、手厚い補助金があります。  
福岡県も10年という長い期間にわたり補助金を出してくれます。一般町民の皆様にとっても、  
超物価高の現在において、日常の生活に密着した仕事を安価にお願いできるということは、経済  
的に見ても大変ありがたいことであると思っております。

シルバー人材センターは高齢者に限らず、一般町民にとっても愛の手が差し伸べられる法人だ  
と、こう認識しております。私は、福岡都市圏の中で最も急激に高齢化が進んでいる宇美町にと  
って、宇美町高齢者福祉計画に記載している内容にしっかり取り組み、そして実現させることが  
大切だと思っております。そのためにも、シルバー人材センターの設置は、欠かすことができない、  
真っ先に取り組まなくてはならない事業であると考えています。

宇美町コミュニティ・センターも、高齢者のニーズに応えている財団法人ではないと思いま  
す。だから、高齢者人口はこれだけ増えているのに、登録者は減り続けているんじゃないでしょ  
うか。登録を途中でやめた皆さんの声をぜひ拾ってほしいと思っております。

私は、宇美町コミュニティ・センターを廃止すべきだなんていうことを言っているわけでは  
ありません。町からの委託事業を受けていただいていますので、そうした面での、事業のすみ分  
けをしっかり行うべきだと提案しております。

物価高の今日、年金も目減りしており、働かなくては生活が苦しい高齢者が急増しています。  
自治会費を払うのも厳しくなった、また、孫にお小遣いどころかお菓子も買ってあげられなくな

ったという声も聞こえてきます。そして、働く際には、自分がこれまで培ってきた技能や知識をしっかりと活用ができる場のほうがよいことは、分かり切っていることですね。今大切なことは、役場の都合で物事を考えるのではなく、町民の立場に立ち物事を考えることであり、高齢者の就労支援に愛の手を差し伸べることではないでしょうか。

シルバー人材センターの設立は、町長が掲げる5つのビジョン、特に3番目に掲げている福祉の向上ですね、シニア層が地域の様々な活動に参加しやすい機会づくりや環境づくりにも、大きく合致する内容であると思います。

最後の質問を行います、宇美町にシルバー人材センターの設立は可能なのかを、町長にお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 先ほど原田副町長の答弁の中にも平均寿命の話がありましたが、まさに人生100年時代が目前に迫っているというふうに思っています。私たちが役場に就職した頃は、60歳で退職した人に「余生を元気に過ごしてください」と言っていた記憶がありますけれども、今考えれば、大変なことを言っているなというふうに思っていますし、そんな先輩方は今も元気にお過ごしでございます。

国も、生涯現役社会の実現に向けて、「企業における高年齢者雇用の拡大」、「地域における多様な雇用・就業機会の確保」、「企業や高年齢者を支えるための支援」の3つの柱で施策を講じています。これにより、定年延長や高齢者の就労に関する法改正がなされ、本町においても、高齢者の雇用・就業の機会が増えていることは統計の数値が示しているところでございます。特に今後は企業内での雇用に加え、高齢者のニーズに応じて、地域社会において高齢者が活躍できる多様な就業機会を創出する取組を促進することが重要であるということは、私も認識をしているところでございます。

その中で、公益財団法人宇美町コミュニティー・センターについては、本町の高齢者就労の支援の1つとして一翼を担っていただいておりますが、登録者の減少や業務内容の偏り等の課題があり、そもそも多様な経験や能力を持つ高齢者の活躍の場として十分な機能を発揮するための法人となっていないということも、事実でございます。

先ほど来、丸山議員からコミュニティー・センターとシルバー人材センター、2つのセンターのすみ分けを、すみ分けをしっかりとした上で運営をしていけばという御意見がございました。実は、類似した形態で久山町がございまして、実態を確認しますと、まあ様々な問題を抱えているとお聞きしておりますが、先行事例となりますので、私どもの参考にさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、当町にとって何が最善で最適なのか、ひいては何が町民の皆さんのためにな

るのかということ念頭に置いて、最適解を導いていきたいというふうに考えております。そのためには、シルバー人材センターの仕事に対する需要と供給のバランスが均衡を保っているのか、絶対量を有しているのかなど、客観的な数値を把握する必要があると思っております。

これまでは、感覚的に人材の奪い合いになるのではないかと、ニーズがあるのかとか、曖昧なまま議論を先送りしてきたのではないかなというふうに思っております。シルバー人材センターに仕事を依頼したい町民のニーズ、シルバー人材センターで就業したい高齢者のニーズを明らかにした上で、そもそも事業として成立するのかを慎重に判断したいと考えます。そのためには、定年齢——定年前の年齢層を含め、高齢者の皆様の就労に対する考えや、就きたい職種、既存の統計結果だけでは見えてこない真の実態を明らかにする上でも、実態調査、ニーズ調査をする必要があると考えております。

早速、新年次年度の当初予算での調査費の計上を指示したところでございます。進捗や結果につきましては、その都度、御報告させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 今回の回答が、シルバー人材センターの設立に向けての当初予算での調査費の計上という空手形ではないことを確認し、また、町長が掲げる5つのビジョンの実現に向けて、大きく近づくことができる事業であることが御理解いただけたと信じまして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 続けてどうぞ。

○議員（4番 丸山康夫） はい。

2つ目の質問は、「企業版ふるさと納税の充実を」、サブタイトルに「他自治体に先んじた戦略的な取組を」と題して行いますので、よろしく願いいたします。

令和5年度は、これまでのふるさと宇美町応援寄附金に加え、新たに3つのクラウドファンディングや企業版ふるさと納税などを活用した事業に取り組みました。

最初に取り組んだ事業が、町立相撲場の再建事業ですね。シロアリ侵食で解体された相撲場でしたけれども。私も、ふるさと宇美町応援寄附金の使い道の1つにメニューを加えてみるのもいいのではないかと、そういった提案をしてきましたけれども、慎重に検討された結果、ガバメントクラウドファンディングとして全国の方々に寄附を呼びかけるとともに、町内外の関係者や企業にもお声かけをして、寄附金を募る方法で資金調達を行いました。宇美町が最初に取り組んだガバメントクラウドファンディングとして、また多くの方々に寄附金を募った事業として大いに成功したんだと、こう思っております。

ほかにも、西日本シティ銀行が行う企業版ふるさと納税の「ふるかむ」を活用した、「笑顔で



子育てができるまちに」と題した子育て支援事業や「人と猫が幸せに暮らせる宇美町をめざして～地域猫活動で命をつなぐ～」という事業があります。

地域猫活動は、ガバメントクラウドファンディング事業もね、行っています。天ぷら廃油を活用した石けんを返礼品にするという画期的と思えるような取組なんですけれども、残り22日の時点で目標額の250万円のうち14.7%に当たる36万8,300円の寄附が集まっています。ちなみに33人から寄附が寄せられています。

寄附を頂きました皆様には、心より感謝を申し上げます。その反面、反省点も多いのではないかと考えているところです。来年度は返礼品を変えてみるなど、しっかり反省して次につなげる必要があると思っております。

このように、既存の事業やアイデアを駆使した新しい事業を計画する上で、ふるさと宇美町応援寄附金だけでなく、個人が事業に対して寄附をするガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税を活用することにより、事業の幅が格段に広がると思っております。さらに、寄附金というのはですね、集まる金額も定かではありませんし、企業版ふるさと納税は、今のところ、運よく納税していただけると本当にありがたいという要素も含まれます。当然ながら不安定財源であると思えますけれども、我々議員も含めた関係者が知恵を絞り、創意工夫を行うなど戦略的に取り組むならば、将来の安定した財源にもつながるんじゃないかなと思っております。

今回の質問では、これまで宇美町が取り組んできた企業版ふるさと納税の取組を振り返るとともに、課題を洗い出すことで、毎年寄附をしていただける環境をつくり、安定的な財源へと結びつける道筋をつくりたいと思います。

それでは、最初の質問に入りたいと思います。

ガバメントクラウドファンディングや企業版ふるさと納税の仕組みについて、お尋ねしたいと思います。併せて、ふるさと納税などを含めた市場規模や動向についても回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） それでは、企画財政課より答弁をさせていただきます。

まず、「ふるさと納税」と言われるものには、個人が行うふるさと納税と企業が行うふるさと納税、この2種類がございます。

個人が行うふるさと納税は、個人がふるさとやゆかりのある自治体を選んで寄附を行う制度ですが、現状としては、皆さんがよく聞かれる個人が自治体の返礼品から選ぶ寄附と、個人が自治体の具体的な事業から選ぶガバメントクラウドファンディングとなっております。相撲場建設や地域猫活動は、具体的な事業に対して寄附を募るガバメントクラウドファンディングを活用しております。

一方、企業版ふるさと納税は、先ほどの2つとは対象が違い、企業が自治体の事業から選ぶ寄

附となっております。企業側のメリットとしましては、通常の寄附であれば最大寄附額の3割が税額控除となりますが、企業版ふるさと納税を活用した場合に、最大9割の税額控除を受けることができます。これまでの寄附より控除額が多くなっており、企業側としては、うまく活用していただければ、1割の負担で社会貢献や企業PRができる制度となっております。

また市場規模については、令和4年度の数字として、個人版ふるさと納税は9,654億円、企業版ふるさと納税は341億円となっている状況でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 企業版ふるさと納税の市場規模は約340億円となっておりますね。まだまだ少ないです。ただ、私はですね、この市場規模、数年で10倍程度に膨れ上がるんじゃないかなと思っています。

ただ、数年後に市場規模が膨らんだから参入しようと言っても、もはや手後れですね。もうその頃には、ほかの自治体に全部、唾をつけられていて新規開拓は難しくなっているでしょう。だったらいつやるのと、今でしょうということなんです。

次の質問に入りますけれども、冒頭にも少し触れましたが、企業版ふるさと納税の活用実績について説明をしていただけますか。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） 企業版ふるさと納税については、本格的な募集を本年6月から開始し、現在2つの事業で寄附の募集を行っております。

1つ目は、「笑顔で子育てができるまちに～宇美町は妊産婦さんを全力で応援します！～」として、子育て支援で募集を行っており、2社400万円の御寄附を頂いております。2つ目は、「人と猫が幸せに暮らせる宇美町をめざして～地域猫活動で命をつなぐ～」として、地域猫活動への支援で募集を行っており、5社160万円の御寄附を頂いております。合計として、令和5年12月11日現在ですが、7社で560万円となっておりますのでございます。

改めて、御寄附を頂きました企業様には、感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 大変健闘されていると思いますし、上々の滑り出しだと思っています。今のところはですね、他の自治体よりも一歩先んじていると評価したいと思います。

その反面、課題も見えてきていると思いますので、次の質問に入りますが、宇美町における企業版ふるさと納税の課題を執行部としてはどのように捉えておられますか。回答をしてください。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） 先ほども申しましたけれども、本格的に6月から募集を開始し、ま

だ6か月を経過した段階ですので、現状としては、想定以上の御寄附を頂いているのが率直な感想でございます。

これまでの取組としては、まず、企業版ふるさと納税の活用の窓口を広げることを行っております。これまでは、企業のサイトなどの利用がありませんでしたので、JTBが運営するサイト「ふるコネ」や西日本シティ銀行が運営するサイト「ふるかむ」にも掲載を始め、西日本シティ銀行「ふるかむ」は令和5年6月から運営を開始をしましたが、ほかの市町に負けないよう運用開始から掲載をしており、西日本銀行のプレスリリースの際にも、宇美町のプロジェクト概要の写真が使われておるところでございます。

順調なスタートは切れたと考えておりますが、当課といたしましては、これからが大事だと思っております。

今後、企業版ふるさと納税を広げるために必要なことといたしまして、1つ目として、企業から幅広い共感を得るために、募集事業を増やしていくことが必要だと感じております。そのためには、企画財政課と各課が連携して、新たな事業募集にチャレンジする必要がありますので、11月に実施しました当初予算編成の説明会において、新たな財源の確保の手段として、企業版ふるさと納税の仕組みや活用方法の説明を行ったところでございます。

また、2つ目として、どのようにして企業にアプローチをしていくのかだと思っております。この点については、今後も引き続き研究を重ねてまいりたいと思っております。

これら以外にも課題があると思っておりますが、1つ1つクリアをしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私も本当に期待しておりますのでね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、新年度で企業版ふるさと納税の活用を検討している事業について、お尋ねしたいと思います。

先日ね、職員向けの説明会も開催されていますので、ぜひ、たくさんの事業が上がってくると期待しておりますけれども、たとえ寄附金が集まらなくても、今の段階だとチャレンジすることが何よりも大事だと思っております。見解をお示してください。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） まず、現在の2つの事業については、内容が多少変化するかもしれませんが、引き続き企業版ふるさと納税の活用を行っていく予定としております。

また、第7次宇美町総合計画の6つの基本目標に沿った包括的な事業については、令和6年度に企画財政課にて企業版ふるさと納税を活用する予定です。

その他の具体的な事業の企業版ふるさと納税の活用については現在、当初予算の編成中ですので、不確定な点もあり申し上げられませんが、現在、来年度の事業について、原課と企業版ふるさと納税の活用の協議を行っている事業もあります。

企画財政課としては、まずは、新たな事業にチャレンジすることが大事だと考えておりますので、各課と連携しながら、企業版ふるさと納税の活用を行っていくことといたしております。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 何だか期待していた回答が得られずに、少々残念な気持ちでございますが、やはり当初予算において企業版ふるさと納税などしっかり活用する予算案を策定しないと意味がありませんね。

いっそトップダウンか、財政課——企画財政課主導で、事業を割り当ててみてはいかがですか。原田副町長、回答してください。

○議長（古賀ひろ子） 原田副町長。

○副町長（原田和幸） 先ほどお話がありました企画財政課の研修会には、私も参加させていただきました。職員向けの財務研修として、例年は財政状況や予算入力の方法を中心とした説明会でございますが、今回は新たな財源の活用として、宇美町ふるさと応援基金の活用や、企業版ふるさと納税の制度の仕組みについても説明が行われておりました。

企業版ふるさと納税については、寄附という不確定なものであることが大前提ではありますが、活用については積極的に取り組んでいく必要があるというふうに認識をいたしております。このことは、11月14日付で通達いたしました令和6年度宇美町行財政運営方針におきまして、行財政運営の基本方針における優先的な取組の1つに持続可能な行財政運営を掲げ、ふるさと納税等の財源を効果的かつ効率的に活用していくことをうたっております。

現在、来年度の予算編成に向けて作業を進めており、間もなく予算査定が始まりますが、このたびの機構改革で「企画財政課」が誕生し、予算と政策の連動性を高める観点からも、今年度から予算査定に政策推進係も同席することとしております。

令和6年度の行財政運営の基本方針は、第7次宇美町総合計画に掲げる6つの基本目標の実現に向けて、これまで以上に個々の創造性を発揮した新たな事業に取り組み、喫緊の課題に迅速に対応することとしております。この後の予算査定の中で、政策として企業版ふるさと納税の活用が可能な事業につきましては、企画財政課を通じて積極的な活用を促すこととしており、予算査定の在り方も変更し、組織として募集を行っていく体制を整えて対応してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） よく分かりました。

次の質問に入りますけれども、企業版ふるさと納税では、町長のトップセールスが重要になってきます。このことは安川町長も十分承知されているからこそ、各地を駆け回り多くの会合に出席し寄附をお願いされています。私も大変評価させていただいているところです。

しかしながら、そこだけに頼るのでなく役場の職員1人1人が町の営業マンであるといった取組が重要になってくると思いますが、ぜひ町長の見解をお示してください。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） まず、企業版ふるさと納税において宇美町が提案する事業に御賛同をいただいて、御寄附を頂きました企業の皆さんに、改めてこの場を借りて感謝を申し上げたいと思っております。

今後も、企業版ふるさと納税の制度を活用して、本町の課題解決のためにより多くの金額を御寄附いただくためには、企業の経営者の皆様に、私どもの思いに共感していただけるような事業を選定することが最も大切であるというふうに思っています。そして、御賛同いただいた事業をしっかりと成功させ、その結果を丁寧に御報告すると。そういうことで、また次も宇美町を応援しようと思っただけのものとは認識をしております。

私も企業の方と面会する機会があれば必ず企業版ふるさと納税についてお願いをしておりますし、御寄附を頂いた企業様には、全てというわけにはいきませんが、私が出向きまして直接、感謝状をお渡しさせていただいた上で、引き続きの御支援をいただけるようお願いをしております。

また、役場職員につきましては、相撲場建設や地域猫活動への寄附・協賛金募集についても精力的に動いてくれていると感じています。今回の相撲場の建設のためのクラウドファンディングと協賛金の募集につきましては、総額約900万円という大きな御寄附を頂きました。私もKB Cラジオに出演させていただき、相撲場再建への思いを訴えましたが、何といたっても一番は、相撲が盛んな宇美町の相撲場を再建したいという関係者の熱意があったからこそ、多くの賛同が集まったと思っております。そして、その関係者の熱意に応えようとする職員の努力が身を結んだものと思っております。

最近の話ですが、企画財政課が開催した職員向けの説明会を受けて、ある職員がつながりのある企業に宇美町の取組を紹介し、企業からの寄附に結びついたというケースもあります。

しかし、このような取組はまだ一部にしか過ぎません。他の自治体との競争に負けないためにも、私自身が先頭に立ってトップセールスを行うことはもちろんのこと、広い意味で、職員1人1人が宇美町の営業マンであるという自覚を持ってもらい、行動につながるように促したいと考えております。

企業版ふるさと納税の取組は、何よりも企画力と地道なPR活動が大切になってまいります。

引き続き、取組を強化し、財源の確保に努めてまいります。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 私も町の職員がどのように動かれているのか、注目しております。町立相撲場の新設のときもそうでしたけれども、地域猫事業においても、先日、宇美町企業懇談会が主催された「UMI CUP 2023 U-9サッカー大会」で、猫のかぶり物をしてですね、クラウドファンディングを呼びかけておられました。しっかり成果も上がっているようです。

このように、職員の方々が精力的に動かれていることは承知しています。さらに、町の職員1人1人が営業マンという意識を育てるためにも、戦略的な意識改革や組織改革にも取り組んでいただきたいと、こう願っております。

最後の質問になりますけれども、企業版ふるさと納税を継続した寄附につなげるため、そして将来の安定的な財源につなげていくための戦略をですね、ぜひ町長にお尋ねしたいと思います。回答をよろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） 企業版のふるさと納税については、寄附の性質上、不安定な財源と言われておりますが、一方で、貴重な財源であるというふうに思っております。今後も戦略的な取組を行っていく必要性を感じております。

三段跳びのホップ・ステップ・ジャンプに例えますと、今年度は一歩目、ホップの年でございます。

まずは、原課に対して本町での企業版ふるさと納税の取組を指示し、様々なサイトへの掲載をするなど順調なスタートを切れたと思っております。

議員の質問にもありましたが、職員の発案で、先日開催されました宇美町企業懇談会主催の「UMI CUP 2023 U-9サッカー大会」に、地域猫活動への支援をお願いするブースを出してPRを行いました。趣旨が異なるイベントや町外からの参加者が多いイベントについて、格好のPRであるというふうに私は思っています。

アフターコロナということで、対面で行われるイベントも増えてまいりました。今後もあらゆる場面を想定して、職員とともに知恵を出して、事業に共感していただける方を募っていきたいと思っております。

ここまでの答弁は、リアルな対面でのPRのやり方でしたが、もう1つのやり方が、インターネットやSNSを使った情報発信であろうというふうに思っています。

これと直接は関係ないんですけども、先日、アビスパ福岡の紺野選手が宇美町の昭和の森でキャンプをしたという——しているということSNS、インスタグラムのストーリーで発信したところ、一斉にファンが押し寄せたという、そういうふうにリアルタイムで発信できるというこ

ともやはり手段であろうというふうに思っています。

7月には役場の機構改革を行い、シティプロモーション課を設置したことも、その名のとおり宇美町を宣伝し広報・広告して町を知ってもらい、訪れてもらい、ひいては宇美町に住んでもらいたいという思いからでございます。

そして、今年度は、自治体の広報やPR方法を学ばせるために、1年間の研修としてKBC九州朝日放送に職員を派遣しているのは御承知のことと存じます。この職員は、役場に復帰しましたら、放送局での経験を生かすために、生かすことのできる部署に配置するというのを、本人には派遣前から伝えているところです。

事業・イベントの周知をはじめ、ふるさと納税などSNSを使った情報発信については、これまで再三にわたって、私も課長会の中でも指示をしてまいりましたが、残念ながら満足するところまでは至っていない。これは私の指導力不足でもあろうかというふうに思っております。往々にして、役場職員、私もそうですけれども、ホームページにアップする、広報に載せるということで満足してしまうという嫌いがあります。いま一度、広報PR活動についてルール化、システム化して、職員1人1人が宇美町の営業マンという意識を持って、ふるさと応援寄附金のお願いをはじめ各種事業のPR、所属する課の枠組みを超えてそれぞれの職員ができる範囲の中で何ができるかを考えて、行動を起こす必要があると思っております。

宇美町企業版ふるさと納税制度、次年度は、三段跳びのステップの年になります。先ほどの答弁とも重複しますが、企業の経営者の皆様に共感をいただけるような事業を、まず選定すること。御賛同をいただいた事業をしっかりと成功させ、その結果をクライアントであろう依頼者である寄附者に報告すること。そして、職員1人1人が宇美町の営業マンであるという意識を持ち、考えて行動すること。これが、先ほど丸山議員の言葉を借りるなら、将来の安定的な財源につなげていくための戦略であらうと考えております。るる申し上げましたが、そういう思いで残る今年度の3か月、そして次年度以降、大きくジャンプできるように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（古賀ひろ子） 丸山議員。

○議員（4番 丸山康夫） 力強い回答が返ってきました。先が見えてきたんじゃないかなと思っております。

企業版ふるさと納税は、企業が自治体に寄附して、やっぱりメリットを感じていただかないとリピートにはつながりません。例えば、子育て支援関連の寄附だと、充当した事業を利用されたお母さんや子どもたちの声をしっかり届けることで、寄附してよかったと感じていただけるのかもしれない。もちろん、この事業はどことこの企業に支えていただいていますとアピールしていくことで企業のPR活動に役立つのかもしれない。

とにかく、我々議員も含めた役場職員の皆様の創意と工夫が、そして研究が、あしたの宇美町を支えることにつながると信じまして、私の一般質問を終結いたします。

御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 4番、丸山議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから11時25分まで休憩に入ります。

11時16分休憩

.....

11時25分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号2番。3番、高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 3番、高橋紳章です。よろしくお願ひいたします。

今回は、校区コミュニティの活動の現状と今後の方向性についてを問います。

平成27年10月に制定された宇美町地域コミュニティ推進計画で、小学校区コミュニティ運営協議会は、既存のコミュニティである自治会、コミュニティ・スクール、NPO法人、ボランティア団体、消防団、PTA、青年団などの多様な団体を基礎とし、地域課題の効率的または効果的な解決などを目的として、住民自治会活動を行う緩やかなネットワーク組織とあります。しかし、現状の小学校区コミュニティ運営協議会は、ほぼ自治会の集まりで組織されており、自治会長で組織する運営協議会が校区コミュニティの活動を決定しているのが見えます。

地域におけるイベントなどに関しても、活動する委員会などの構成はあまりされてなく、自治会長が組織する校区コミュニティ運営協議会内で決定され、トップダウンにより行われているように思います。これから校区コミュニティの活性化を進めていくためには、自治活動を行う担い手が非常に不足しており、現状の運営では、地域の連帯感を生み出し地域課題を解決することは不可能ではないかと。

そこで今回、町の支援の在り方と町が思い描く校区コミュニティの将来像に向けての方策を問います。

まずは、校区コミュニティの組織と活動の内容について。また、それらの行事などを行う場合の委員会等の構成をどのように進めているのか、回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 太田地域コミュニティ課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） それでは、回答させていただきます。

小学校区コミュニティ運営協議会につきましては、執行部と6つから8つ程度の部会で組織をされており、大きく分けまして、防犯、防災、青少年健全育成、地域ふれあい、健康福祉、環境



の6つの分野で活動を行っております。

各分野の代表的な活動内容につきましては、防犯分野では、青パトによる校区の見守り活動。防災分野では、校区の避難訓練。青少年健全育成では、サマースクールやたこ揚げ大会。地域ふれあいでは、グラウンドゴルフ大会。健康福祉では、介護予防教室。環境では、通学路の清掃などが挙げられます。このほかにも、町との共働事業や文化講演会の開催など、独自の活動も行われております。

このような事業は、基本的に各部会で計画をされていますが、事業の実施に当たりましては、部会やコミュニティ運営協議会だけではマンパワーに欠ける部分もございまして、またコミュニティ運営協議会が既存の多様な団体の緩やかなネットワーク組織ということから、各団体に力を借りる計画がよく持ち上がっております。しかしながら、ほかの団体への協力の仕方については、企画を練っていく段階から巻き込んだ形で内容を話し合う協議会もあれば、ほぼ内容が決まった後に協力依頼のみをするといった協議会もあり、その進め方については、各校区で異なっているのが現状でございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 校区コミュニティの現状とすれば、進め方なんかについては、校区によって違いがあることが分かりましたが、町として、それぞれの校区で改善していくに当たっての助言等をどのように行っているか、お答え願えますか。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 今年度、共働事業提案制度に採択されました宇美東小学校区コミュニティ運営協議会の元気フェスでは、実行委員会を立ち上げて動いていきました。自治会から選出された実行委員だけではなく、事業の実施のために力を借りなければならない団体に対し、事業の内容や趣旨について早い段階から情報提供を行って、協力依頼を欠かさずに行ってきました。このような綿密な打合せと協力関係団体への事前の情報提供によりまして、多くの団体が足並みをそろえて無事にフェスの当日を迎えることができております。このような実行委員会方式や各団体への事前の協力依頼の徹底などは、さきに申しましたとおり、ほかの協議会全てに見られるものではございません。今回の方法は、ほかの協議会にとっては、事業を成功させるための1つのいい例になると思います。町としましては、このような方法をほかの協議会に示して参考にしてもらい、事業の実施に当たっては、校区コミュニティのそれぞれのやり方で、その企画や計画の段階から積極的に関係団体に参画してもらうように働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） ぜひとも、そのように積極的な活動を校区のほうに働きかけていただ

いて、実行できるようにお願いしたいと思います。

続きまして、2番目に、校区コミュニティ運営協議会の活性化に向けて、様々な取組をされていると思いますが、その中で最も校区コミュニティ運営協議会のアドバイスや指導を行っている地域づくりコーディネーターがごさいます。その役割について、具体的に回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 地域づくりコーディネーターは現在、地域コミュニティ課に2名配置をしております、コミュニティ運営協議会の各種会議に参加をし、地域からの相談を受け、助言を行いつつ、事業が円滑に進むよう支援に努めておられます。

コーディネーターの支援で効果が現れている点としまして、3点ごさいます。

まず1つ目は、協議会の全体会や執行部会、場合によっては事業部会まで参加をしておりますので、より細やかな課題や調整事項に気づくことができ、事業や活動で発生しそうな課題の早期発見とその回避や調整に先手を打って対応ができているという点でごさいます。

2つ目は、協議会の会議に臨む際に必要となる説明資料などで、協議会だけの準備では不足している部分を指摘また補足したり、資料だけではなく会議そのものがまとまらないときも、何をいつまでにどうするという帰着点を示して、スムーズに会議・事業が進行していくようにサポートをされている点でごさいます。

3つ目は、地域の方と直接顔を合わせる機会が多いため、地域からまず最初に相談できる頼れる存在となっている点でごさいます。これはまさに地域と行政とのつなぎ役という役目を果たす際にとっても重要になってくる点だと捉えております。

また、各協議会、個別の対応だけではなく、先日実施しました5つの協議会の同じ部会の方が集う交流会では、地域で共通する課題をどう解決していくか、総勢20名によるワークショップを行いました、コーディネーターはこれまでの経験を生かしてファシリテーターとして議論をまとめるなど、新たな役割も担うようになっております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 地域づくりコーディネーターさんの一般的な役割とか効果は分かりましたが、それを示すような具体的な事例というのがあれば説明願います。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 具体的な事例でございすけれども、コミュニティ運営協議会での会議は多くの団体の代表者が集まり、事業等について協議をしております。ある協議会の会議の中で、実施したい事業というのは決まりましたけれども、その事業において誰が、どのような役割をするのが明確にならないまま、会議が重ねられるといったことがございす。協議会から相談を受けたコーディネーターは、多くの団体が協力している中で、この事業の実施に

なくてはならない主力団体はどこなのか、それを絞って、まずその団体だけで事業の骨格を決めるように提案をされ、そのための会議が開催されました。その結果、事業の幹及び枝葉となる部分が整理がされ、幹となる部分は主力団体が、また枝葉となる部分についてはその他の団体が割り当てられたことで、各団体に責任と自覚が生まれ、事業が滞りなく実施をされております。これはコーディネーターの力が発揮された1つのいい例でございます。

コーディネーターは、各協議会でうまくいっている例やそうでなかった例、また課題となっている点などを把握していることが強みでございます。その強みをほかの協議会でも生かしつつ、今後もサポートを続けてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 事例の内容については分かりましたが、そのように地域づくりコーディネーターの役割を徐々に果たされていると思いますが、そこで、コーディネーターとは、いかなるものをつなぎ合わせ、よりよく機能させることとあります。地域内外の組織や人材をつなぎ合わせ、専門的知識や技能を駆使して問題解決に立ち向かうことが必要でございます。今後もそのような役割を十分に発揮していただき、地域の活性化に向けて取り組んでいただくことを期待しております。

次の質問に入ります。

次は、地域コミュニティの活性化を進めるためにも、様々な立場の人がコミュニティの運営に関わるのが重要と考えるが、新たな人材を取り込むための校区コミュニティの取組や町の支援について、具体的な回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 新たな人材の発掘は、安定したコミュニティ運営協議会の運営において、最も重要な課題だと認識をしております。多様な考え方や異なる力を連携することで、これまで解決できなかった地域課題の解決の糸口になると考えられます。特に、子育て世代の方々を巻き込むことは、協議会組織の新陳代謝、また力の底上げに直結することは間違いございません。

町としましては、7月19日に各協議会の会長さんや校区自治会長代表の方たちと香春町の採銅所地域コミュニティ協議会に視察に参りました。この採銅所コミュニティでは、特定の人ではなく様々な立場の人が関わり、若い世代の方々が参画した活発な活動を展開しており、どのようなやり方、考え方で新しい人材を巻き込んで協議会の運営を行っているか、とても気づきを得るための支援の1つとして実施をしたところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 事例は分かりましたし、他自治会校区においても、いろんな多様な人

たちが参加して成功されるところがありました。そのような取組が町内で功を奏したような事例があれば御説明できますか。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 現在、桜原小学校区コミュニティ運営協議会が今後行います共働事業提案制度採択事業の実施に向けた協議が、最終段階に入っております。

事業の内容は、楽しく気軽に参加でき、かつしっかりと汗をかけるようなオリジナルスポーツイベントを企画するものでございます。これは、これまで協議会で実施する活動が主に、子どもたちとか高齢者を対象としたものだったことに対しまして、子育て世代にフォーカスを当てたものになっており、自治会のくくりにとらわれずに、校区内の友人や知人、また家族でチームをつくって参加できるなど、広く門戸を開き、参加しやすくなる工夫をしております。

この事業の狙いとしましては、参加された方々に協議会の様子を知ってもらい、興味を持ってもらうことで、これからの地域コミュニティを担う人材を発掘する点にございます。

また、運営スタッフや当日のサポーターの募集も公式ラインをつくられて、そこに登録してもらおう方式を取られております。このような方式も、比較的若い世代が協議会活動の運営に参加しやすくなる工夫の1つとも言えます。

このように子育て世代向けに計画されている事業は、ほかの校区ではほとんど見られません。このような取組は、ほかの校区での新たな人材確保の一助となると考えておりますので、今後積極的にほかの校区への情報提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 桜原校区ではすばらしい取組がされていて、若い世代の方たちが大いに参加されているということがあったので、そのようなよい事例は、まだ実施がなかなかされていない校区コミュニティに対しても情報の共有をされて、ぜひとも他の校区でもそのような実例ができるように御指導いただければと思います。

最後になりますが、地域コミュニティ推進計画にある将来像に向けての方策について、具体的な回答を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 太田課長。

○地域コミュニティ課長（太田一男） 町におきまして、地域コミュニティ推進計画を策定し、目指すべき地域コミュニティの姿を3つお示しをしております。

将来像の1つ目は、町民の参画、共働のまちづくりの地域コミュニティです。地域コミュニティとは何か、共働とは何かということについて、町民1人1人、団体1つ1つの意識の醸成が不可欠でございます。町としましては、そのような意識の醸成につながる情報を広く分かりやすく発信していく環境づくりを進めております。ホームページや広報誌だけではなく、各自治会、コ

コミュニティ運営協議会の公式ラインや公式インスタグラムなどのSNSの開設とその支援。地域コミュニティ情報の発信ブースを役場庁舎内に置くなど、活動の実態がよく分かるツールを通して、地域コミュニティへの町民参画を進めていきたいと考えております。

また、それと併せまして、町職員の意識の醸成を図ってまいります。現在も多くの職員が自治会や消防団など、職務とは別に地域活動に携わっておりますが、今後さらに重要な役割を果たすべく、地域コミュニティに関する周知と理解の促進に努めてまいります。

将来像の2つ目は、多様な連携で活性化する地域コミュニティです。中心的な役割を担うのが、スケールメリットを生かした地域内の各種団体の緩やかなネットワークの構築や調整の担い手であるコミュニティ運営協議会となります。協議会は、個々の団体や自治会だけでは解決が困難な地域課題の1つ1つにマッチした各種団体の連携体制を取り、課題解決に当たることができます。現在、この緩やかなネットワークが完全に確立しているとは言えませんが、確立に向けて着実に進行をしております。今後、各校区の活動や事業が活発に実施されていく中で確立していくものと考えております。町としましても、その推進を支援していくとともに、連携先となる各種団体に対し、ネットワークの重要性について認識していただくよう働きかけてまいりたいと考えております。

将来像の3つ目は、新たな創造による地域コミュニティです。現在の地域コミュニティは役員の高齢化が進み、地域コミュニティ活動のリーダーの思いや経験などを次世代へ引き継ぐことが困難となっております。コロナ禍が明け、たくさんの事業を実施できるようになりました。地域の様々な世代の人、特に今後を担う子育て世代の人々が地域コミュニティ活動に進んで参画したくなるような、魅力ある事業を企画、実施することで、新たな人材が関わるきっかけづくりを進めていく必要がございます。そのような事業は、今まさに実施されようとしております。

町としましては、このような事業が各校区に浸透するように、地域づくりコーディネーターを中心として働きかけを行いまして、新たなリーダーの発掘、育成により新たな地域コミュニティをつくり上げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋紳章） 地域コミュニティ推進においての将来図に向けては、今3つの方策をお話しされましたけれども、その3つの中でも、やっぱり一番重要なのは、新たな人材の確保が重要な課題ではないかというふうに思っております。そのきっかけづくりを積極的に展開していただき、次世代への引き継ぎがスムーズに行えるように、また新たな地域コミュニティが活性化できるような指導を、活動を期待して、これで私の一般質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 3番、高橋議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号3番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 日本共産党の鳴海圭矢です。今年最後の質問に入ります。

今年も振り返れば、実に様々なことがありました。印象に残っていることであげますと、5月に新型コロナが2類から5類に引下げとなり、10月にはインボイス制度が導入されました。海外に目を向けますと、ウクライナの問題が解決せぬまま、10月にイスラム組織ハマスがイスラエルを攻撃し、それに対してイスラエルがガザ地区を攻撃するというように、国際情勢、不穏な様相を見せております。歴史的に長く複雑な経過があるとはいえ、報復がまた報復を呼ぶ、暴力による負の連鎖をいかに食い止めるのかと、ここに政治の在り方が問われているというふうに思います。国際法違反の大量虐殺を許さず、1日も早い交渉による平和的解決をこの場を借りて呼び掛けるものです。それでは、本題に入りたいと思います。

まず、最初の質問です。この当町、宇美町の水道料金、上水道料金の問題について質問をいたします。これについては、これまで過去何度か取り上げてまいりましたが、これは非常に町民の皆さんと考えるべき大事な問題として、風化させないように繰り返し質問をしていきたいというふうに考えております。

言うまでもなく、水は生活に欠かせない重要なものであります。それゆえに、その利用料金が適正なのか、水道企業団との関係において、その受水量が適正なのか、常に検証していくべきではないかというふうに考えております。

さて、当町の水道料金は、糟屋郡の中でも高い部類に入っているということは既に知られているとおりにんですが、そのことを意外にご存じない方もおられます。単身世帯、2人世帯など、世帯の人数が少ないと水道料金が安く済んでしまうので、その高さが実感できないと。あるいは、ほかの自治体の水道料金がどうなっているか、ご存じない方も意外におられます。

そこで、まず最初に質問いたします。現在の当町の水道料金は、糟屋郡の自治体の中で比較した場合、どの程度の水準になるのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博） それでは、回答させていただきます。

糟屋地区1市7町におきまして、一般家庭用で1か月当たりでございますが、20立方メートル使用した場合で比較いたしますと、当町が4,320円となりまして、地区内では一番高い水準となっているのが現状でございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） これは2年前からほぼ同じではないかなと思います。その地区内では一番高いということですね。これ、私だけではなくて、多くの町民の皆さんにこういう現状はもう広く知っていただきたいなと思います。そして、これについてどうして、一緒にどうするべき

か考えていきたいと思っておりますので、この点について質問いたしました。

では、どうしてこの当町の水道料金は地区内でこんなに高いのかと。この原因を考えていった場合に、私はどうしてもやっぱり福岡地区水道企業団との契約の中身が大きく関わってくるというふうに思います。

では、当町の水道企業団からの年間の受水量どれぐらいになっているのでしょうか。そして、併せて自己水源の率、全体の自己水源の比率、これどういうふうになっているのかと、このことについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 令和4年度決算におきましては、当町の年間配水量が330万8,222立方メートルであり、そのうち福岡地区水道企業団からの受水量が256万7,290立方メートルとなっております。この受水量は、太宰府市と志免町に合わせて12万立方メートルの融通をいたしておりますので、その水量を除いた数値でございますが、全配水量の77.6%を占めている状態でございます。残りの22.4%を自己水源で補っているわけでございますが、貯留施設である配水池や井戸施設等の更新が必要となっており、現認可上の半分程度しか自己水源として活用できていないのが現状でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今答弁を受けまして、実に全体の77.6%が福岡地区水道企業団からの受水となっております、かなり高いということが確認できました。やはり、これが当町の上水道会計に大きな影響を与えているというのは、間違いのないと思います。どのみち自己水源だけで町内の水需要を賄うことはできないわけですから、やはりどうしても水道企業団から受水せざるを得ないという状況があると、これは十分理解できる話であります。ところが、しかし現在志免であるとか太宰府とか、ほかの自治体に当町から水を、今先ほども説明ありましたが、自治体に水を融通しているわけですね。これについては、水という資源を無駄にすることはしないといろいろ努力されて、苦肉の策でやってらっしゃる事情というのはあると思うんですけど。

そのことはさておいて、ほかの自治体に水を融通しているということは、やはり受水量がちょっと多すぎるんじゃないかと、これは指摘せざるを得ないわけです。これをわざわざほかの自治体に水を融通しなくてもいいぐらいの適正な量にするべきじゃないかということを考えるわけなんですけども。私は、水道事業団からの受水量が多すぎる過剰であることが、この上水道料金の地区内で一番高い原因の1つではないかというふうに考えております。そこで、福岡地区水道企業団との契約の見直しと、あるいは自己水源を活用することによって受水量を減らす、こういったことによって、当町の水道料金、利用料金の引下げは考えられないのかどうか。この点につい

て、お尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 福岡地区水道企業団との協定見直しにつきましては、町長からの要望活動をはじめ、幾度となく協議を重ねてまいり、本年9月に水道用水供給運用指針が策定されたところでございます。この指針の主なルールといたしましては、総水量の一時的な変更、緊急時の応援送水、送水量の恒久的な変更が組み込まれており、その中でも構成団体の受水量の変更として、構成団体間の流用、いわゆる融通についてと協定水量の再配分が明記されております。

現在当課では、上水道基本計画の策定を進めており、その中で今後の給水人口や供給水量の予測を立て、将来的に当町が必要とする水量を計画するとともに、自己水源の稼働状況を踏まえて今後、福岡地区水道企業団及び受水量の増量を望む構成団体と協議を重ね、協定水量の見直しに向けて進めてまいりたいと思っております。ただし、先ほど申し上げましたとおり、自己水源である貯留施設や井戸施設の老朽化による更新や上水道管路の耐震化事業の推進、また給水人口及び節水意識の高まりによる使用水量の減少などの諸問題を考慮いたしますと、仮に協定水量の変更を行ったとしても、将来的に安定的な水道事業を運営するためには、水道料金を引き下げることは困難であると考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） この水道企業団との契約の見直し、以前に質問したときは、宇美町一自治体の声はなかなか声を上げてなかなか通らないとか、契約の変更は見直しは難しいと、なかなか厳しい交渉の状況がちょっと察せられたんですけども、先ほどの答弁によりますと、その指針がようやく決まったということで、大分状況もなんか変わってきたのではないかなというふうに感じました。水道料金の引下げは難しいということでしたけれども、そこはちょっと今後の展開を注視するとして、水、受水量が当町の実態に合わせた適正な量に変わっていくということについては、今後の展開を期待して見守っていききたいなというふうに思います。

そこで、関連の質問になってくるんですけど、物価の急上昇等で昨今、家計が苦しいという町民の皆さん、多数おられます。そこで上水道料金の滞納世帯数とその対応についてもお尋ねしたいと思えます。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 令和4年度末における滞納世帯数といたしましては、600世帯が上水道料金を滞納されている状況でございます。

滞納されている世帯に対しましての対応についてですが、ここ数年間はコロナ禍の影響により、原油価格や電気、ガス料金を含む物価の高騰に直面している町民や事業者の皆様方の負担を軽減するため、上水道基本料金の減免、また給水停止措置の一時中止を行ってまいりました。そのよ



うな中でも、上水道料金のお支払いが遅れてある方々には、分納誓約書を提出していただき、今後のお支払いについて可能な限りの相談をお受けしながら対応してまいったわけですが、長期間上水道料金を納付していない方や分納誓約による納付の約束を守られない方など、改善が見受けられない使用者の方々に対しまして、昨年8月より給水停止の措置を再開させていただいたところでございます。今後も引き続き、滞納されてある方1人1人の収入状況に合わせた納付について相談しながら、1件でも滞納を減らしていきたいと考えているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 言うまでもなく、水というのは生活に欠かせない重要なものでして、コロナ禍のときは、その影響を考慮して給水停止措置を見送るといった考慮した対応がされていたということですが、現在元に戻ったと、給水停止措置再開されたということで、もうそうは言っても5類になったといえ、まだまだ新型コロナの影響なども尾を引いておりますし、経済の状況も芳しくないわけですし、これはちょっと住民生活にどういった影響を与えていくのかというところを非常に憂慮するものでありまして、今や日本の経済は二極化と言われていて、もう富裕層か貧困層かどちらかと言われていているような状況であります。貧困と格差の問題というのは、非常に深刻であると言わざるを得ません。もちろん、水道を使ったんだからもう利用料金払わなきゃいけないというのは大原則としてあると思いますけど、それぞれの家庭の事情によって経済的にどうしても困難だ、いろんな事情を抱えたご家庭あるかと思えます。滞納世帯に対しては、その実情に即して柔軟で人道的な対応を求めていきたいというふうに思います。

さて、これまで水道料金の引下げのことについて質問してまいりましたが、水道料金というのは、私はなるべく安くするべきだというのが、これはあくまでも私の主張でありまして客観的に見た場合、今後の上水道会計というのはどうなっていくのかということ、ちょっと気になることでありまして、五ヶ山ダムの影響が今後当町の上水道会計にどういった影響を及ぼしていくのか。また、水道に関わる関連した設備も老朽化していて、もう補修しないといけないという話も聞いております。そういったメンテナンスに関連したコストが水道料金に対して今後どういった影響を与えていくのか。水道料金は今後どうなっていくのか。要するに、ずばり今後値上げの考えはあるのかどうか、この点についてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博） 経営戦略を踏まえまして、当面の間は黒字経営を維持できるとの推移から、ここ数年での料金改定は行わないと今までお伝えさせていただいております。今後、令和2年8月から供給開始を行った五ヶ山ダムの基本料金が、本年7月までの3年間は100%減免措置をとられていたものの、本年8月から令和7年7月までの2年間は80%減免、以降令和7年8月からは減免措置がなくなるというふうになっております。そのようなことから、先ほど

福岡地区水道企業団との協定水量の見直しについて触れさせていただきましたが、受水量の縮減と五ヶ山ダムからの受水開始に伴う5か年間の激変緩和措置完了を踏まえ、今後協議、検討を重ねているところでございます。しかしながら、近年の国際情勢に起因する急激な原油価格や物価高騰なども考慮いたしますと、今後も慎重に検討を進めていく必要があると思われませんが、現時点では料金改定については考えていないのが現状でございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 現時点では料金改定は考えていないということですね。今のところ、当町の水道会計は黒字で推移しておりますので、何とか少しでも町民の負担が少なくなるような形で還元されることが望ましいというふうに私は考えております。

現在、日本人の平均年収が485万ともう言われておまして、経済協力開発機構OECDの調査によると、日本の平均賃金は1990年から2020年の30年間でほとんど上がっていません。しかし、この30年間で消費税は値上がりするわ、国保や年金は上がり、物価も急上昇して、収入が変わってないのに収出が増えるばかりだという、こういう非常に苦しい町民の生活、このような状況の中で水道料金の負担というのは決して軽視できないものだというふうに考えるものです。宇美町の水道料金の問題、これからも機会を捉えて値下げの可能性を探っていきたいと思いますので、そのことを訴えまして、私の最初の質問を終わりたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員の2問目は午後からといたします。

ただいまから13時まで休憩に入ります。

12時02分休憩

.....

13時00分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号3番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 日本共産党の鳴海議員です。午前中に引き続き2番目の質問に移りたいと思います。

もう12月なんですけど、緊張したせいか、私、先ほどから大変非常に汗をかいておまして、ここ最近、夏がとにかく暑いと、秋が短い、冬のはずなのに暖かいと。そんな状況が続いております。でも2018年夏の猛暑はもう40度、各地で40度超えということで、これ一昔前に40度超えなんて考えられなかったことですよ。緊急搬送される方も9万人超えと、非常に毎年のように異常気象が起こるといって、何か非常に重大な状況ですよ。

現在、世界的な喫緊の課題として気候危機と呼ばれる非常事態が起こっていると、もう既に世界各地で異常な豪雨・台風・干ばつ・海面上昇、こういったことが起こっている、皆さんもニ

ユースで御存じだと思います。新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなど、新しい感染症が次々出現しておりますが、この背景にも森林破壊をはじめとした環境破壊、地球温暖化が原因とされております。

日本も気候危機の例外ではございません。豪雨や暴風、猛暑、極めて深刻です。今年の大雨特別警報や緊急安全確保の指示が、もう頻繁に出されるようになりましたね。洪水、土石流が起こり、多数の死者や行方不明者、大きな被害がもたらされております。当町でもひばりが丘でのり面の崩壊が起きておりますけれども、全国的に見ても豪雨災害では2018年西日本豪雨災害、あるいは2020年の熊本豪雨など、何十年に一度とされている豪雨災害が頻発するようになってきました。こういったことは、人類の行く末にも子どもたちの未来に対しても、非常に大きな影響を与えていくだろうということは、もう疑いようがないと思います。

そういった中で、これを何とかして解決していかなければならないということで、今、政府を挙げて、地方自治体も含め必死で努力をしているということで、「2050年CO<sub>2</sub>排出ゼロ」を表明した自治体は現在40都道府県、268市、10特別区、126町村ということになっておりますが、その取組は緒に就いたばかりです。私としては、もう日本全国全ての自治体が、2030年までには地球温暖化対策推進計画を策定をして、もう住民とともに実践の先頭に立つ。もうそれぐらいやらないと、この気候危機は解決できないんじゃないかというふうに考えております。

そういった気候危機に対する自治体がどういう役割を發揮するか、これが今、求められているんじゃないかなと思います。

当町でも2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを自治体として目指すということで「ゼロカーボンシティうみ」が宣言されております。ホームページ見ましたけども、非常にいい文言が書いてあって、私はぜひそれを実現するべきだというふうに考えるわけですが、そこが、じゃあ実際具体的にどういったことをやっていくんだろうなと思ったところ、ホームページには環境省のリンクが貼っているだけなんですよね。それで、これ町として独自の取組というのは、これどうなっているのかというのが最初の質問なんで、今回の質問の主な趣旨なんですけどね。

まず、その本格的に話を進める前に、当町がこのゼロカーボン宣言を出すに至った経過、どういう経過でこのゼロカーボンうみ宣言を出すに至ったのか。それと、ここで二酸化炭素の排出を実質的にゼロにする、この実質的ゼロというのはちょっと確認しておきたいんですけど、ここで言われている実質的にゼロというのはどういう意味を指しているのか。言葉の定義について確認しておきたいと思いますので質問をいたします。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） それでは環境課のほうより答弁させていただきます。

まずゼロカーボンシティ宣言に至った経緯と目的でございますけれども、宣言した経緯といたしましては、近年、地球温暖化による異常気象や災害が頻発しており、2018年のIPCC国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、気温上昇幅2度より低い1.5度に抑えるには2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロに抑えることが必要と記載されております。国におきましても2020年10月の臨時国会におきまして、当時の菅総理が2050年カーボンニュートラル宣言をいたしまして、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする。脱炭素社会の実現を目指す宣言を行ったことにより、脱炭素社会を目指す機運が高まってきたことを踏まえまして、宇美町も令和4年6月にゼロカーボンシティうみを宣言いたしました。

目的としまして、地球温暖化は気候変動を招き、猛暑や集中豪雨など世界中で深刻な問題となっていることから、これからの地球環境を今以上に悪化させないためにもゼロカーボンシティ宣言を契機に、町民や地域・事業者と行政が一体となって2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを目的としております。その後に温室効果ガス排出実質ゼロということでございますので、この部分におきましては2050年温室効果ガス排出ゼロとは、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との差の均衡を達成することと言われております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今、ゼロカーボン宣言を出された目的と経過について答弁を受けたわけなんですけれども、もうまさにそのとおりで、本当に気候危機問題も待たないということで、まさに今、地域と自治体、町民一体となった努力が求められていると。これはもう私全く同意でありまして、本当に一刻も早い対応が求められていると思うんですが、この実質ゼロにする。人間というのはどうしても生活する上でCO<sub>2</sub>排出しなくてはいけないところがあるから、それを森林とかいろんところで吸収させることによって均衡を保っていくと。これ以上悪化させない。それは理屈としては分かるんですが、例えばどうやって吸収させるのか。森林に吸収させる、でも森ってそんな一朝一夕では育たないですよ。やっぱり森、育てていこうと思ったら何年もかかるわけですし、50年って期限が決まってるんですよ。そこを考えた場合に、あら、これは大丈夫なんだろうかという思いも若干するわけなんですけどね。

そこで、これを本当に絵に描いた餅に終わらせずに、この目標を達成するに当たって町独自の目標と計画ですね。これはどうなっているのかなということについてお尋ねをいたしたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） この御質問でございますが、町独自の目標と計画になりますけれども、削減目標といたしましては、国や福岡県が掲げております2050年温室効果ガス排出実質ゼロを目指すところでございます。今後の環境政策を実効性の高いものにするため、地球温暖化対策の具体的な実行計画を含む宇美町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定を令和6年度に行う予定でございます。今年度におきましては、計画策定に関する準備段階の業務委託契約を締結して、宇美町区域における温室効果ガス排出量や森林のCO<sub>2</sub>吸収量の算定、省エネプログラムの策定など、基礎となる情報を収集しているところでございます。この区域施策編が策定されると各分野における方向性が見出され、さらにこれらに向けて事業の推進、また実施に取りかかることができる運びとなります。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ということは、令和6年度からが本格的なスタートということで、今はまだ準備段階だということになるかと思えますけれども、これ宣言出されたのが令和4年の6月ということになっておりますので、ちょっとその間はどうなっていたのかなというのは若干気になるところではございますけれども、ということはまだ準備段階ということは、ここでいろいろ提言した場合に検討してもらったり、反映される余地が十分あるんじゃないかというふうには私は捉えておりますけれども、私なりの考えとして、この2050年までに二酸化炭素排出を実質ゼロにすると、それを目指すのであれば、まずは再生エネルギーの活用などをして、まずは町が管理している公共施設の運営から、もうゼロ脱炭素を目指していかないと、足元からこういう脱炭素を目指していくべきなんではないかな、そういうふうを考えるわけなんですけど、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 矢野管財課長。

○管財課長（矢野量久） 失礼いたします。公共施設の総括的な管理を行っております管財課のほうから回答させていただきます。

今後、公共施設においても再生可能エネルギーの活用など事業の具体化を行っていく段階となります。

しかしながら、既に既存公共施設の改修時ではCO<sub>2</sub>削減に向けた取組も既に実施しております。例えば役場庁舎でいえば照明器具のLED化、この議場もLED化しているところで。並びに空調設備更新時の省エネ化の器具を導入すると、こういったことを実施しているところがあります。

今後、費用対効果を加味した上で、更なる再生可能エネルギーの活用などを公共施設から脱炭素化に向け努めてまいりたいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） もう既にCO<sub>2</sub>削減に向けてそういった動きがされているということで、今後、さらにそういうのを発展させていって、小さい積み重ねがやがて積み重なってCO<sub>2</sub>の削減、大規模な削減につながっていくということも考えられますので、ぜひ邁進していただきたいというふうに思うわけです。

さて、公共事業でライフサイクルアセスメントを実施してCO<sub>2</sub>の排出量を公開してはどうかということを提案したいと思います。ライフサイクルアセスメントとは一体何なのかと言いますと、簡単に言いますと、環境に対する負荷を多角的に定量化する評価手法でありまして、これがCO<sub>2</sub>排出削減において非常に重要な役割を果たすことになるというふうに言われております。公共事業、例えば施設の改修工事なんかもそういったものに含まれると思いますが、CO<sub>2</sub>の排出を可視化することによって、分かりやすくすることによって削減に取り組んでいくとこういったことをぜひやっていくべきではないかなと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我環境課長。

○環境課長（久我政克） このライフサイクルアセスメント、先ほど御説明ありましたが、このことにおきまして、ある製品・サービスのライフサイクル全体のことで、資源の採取、原料生産、製品の生産、流通から消費、そして廃棄・リサイクルまたはその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法でございます。特に環境アセスメント、環境影響評価、この分野でよく使われております。またライフサイクルアセスメントを使って環境への影響を計算するとき、高い専門性を要することや製品生産プロセスが異なる物を使用される際、これらを正確に求めることは非常に難しい状況であるのも実情でございます。ただ各企業は、自社製品やサービスのライフサイクルにおける環境負荷を評価することで、製品の開発や設計・生産プロセスの改善に利用し、また環境影響に関する情報を公開することで、環境に配慮している企業として消費者や取引先からも評価を獲得できるメリットがございます。

行政などはライフサイクルアセスメントによって環境へ配慮した政策に優先順位をつけることができるため、より有効的な政策による社会誘導が可能となるメリットが考えられております。しかし、現在のところはライフサイクルアセスメントが専門性が高いため、実施は困難であると考えておりますが、今後の国や県の動向を見ながら実施検討は必要になっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 確かに今、おっしゃったとおり、排出されるCO<sub>2</sub>を正確に求めている

くと、非常に難しい。確かにおっしゃるとおりだと思うわけなんですけども、しかし正確に出すのが難しいにせよ、やっぱりその評価を受けるか、受けないかというところはCO<sub>2</sub>を削減する上で、意識が大きく変わってくるんじゃないかなと思っております。やっぱりこれ実行するに当たっては専門的な知識とか設備とかいろいろコストもかかってこようと思いますけれども、今すぐにはこれ実現難しいかもしれません。しかし、できれば国とか県とかいろんな働きかけで、連携なども加えまして、何とか実現できる可能性、今後、将来的には実現できる可能性というのを探っていってもらいたいなというふうに思います。

では、次の質問なんですけども、当町に再生可能エネルギーによる電力の利用、あるいは税金の優遇、補助金の申請、脱炭素に有効な製品・サービスの選択など、住民や地元企業に専門的なアドバイスを行える支援窓口を置いたらどうなんかなと思います。当町だけではなかなか難しいということであれば、環境省とか、あるいは県との連携を強化しながら設置できないものかなというふうに思います。

今、国・県それぞれで脱炭素に向けて様々な政策取られておりますけれども、もう町民の立場からそれらを探す、そういった情報を集めるというのがもう意外と大変なもので、この窓口に行けば脱炭素に関する情報だとか、サービスとか、そういったものが全部分かりますよという、1つの窓口で網羅できたら非常に便利ではないかなというふうに思うわけですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 支援窓口の設置でございますが、専門的な知識を有する人材の確保が必要となるため、町での設置は困難な状況でございます。

福岡県との連携でございますが、現在、福岡県におきまして民間事業者、自治会などを対象とした再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業や中小企業を対象に省エネ相談窓口を開設しており、町へ問合せがあった場合は福岡県が実施している事業を紹介し、県へつなぐようにいたしております。

また町のホームページに、福岡県が実施している地球温暖化対策事業を掲載し、周知を図っているところでございます。国や県などから新たな情報が通知されれば適宜更新していくこととしております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 分かりました。その点については分かりました。

では、気候危機に対してどういった認識をされているのかについてお尋ねをしたいと思います。気候危機については、先ほどゼロカーボン宣言のときの目的と意義のところ、地球に気候危

機が迫っているという認識は示されましたけど、もうちょっと詳しく、気候危機って言っても捉え方、人によって様々ではないかなと思いますけど、当町の認識としてはこれどういったものなのかということについて、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。お答え願います。

○議長（古賀ひろ子） 久我課長。

○環境課長（久我政克） 地球温暖化による気候変動は日本だけでなく、世界各地で記録的な猛暑や大雨などの異常気象を引き起こしております。I P C Cの報告書でも、世界の平均気温は2020年時点で1850年から1900年と比べて約1.1度上昇したことが示されており、この状況が続けばさらなる気温上昇が予測され、気温上昇による気候変動は気候危機とも呼ばれ、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動への影響が出ると指摘されております。

気候変動の原因となっている地球——温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出され、カーボンニュートラルの実現に向けて誰もが無関係ではなく、社会全体で取り組む必要があります。

宇美町は2020年10月に町制施行100周年を迎えました。次の100年に向けて既に歩み始めており、特に地球環境に配慮した持続可能なまちづくりに取り組み、自然豊かな環境を次の世代に引き継いでいくためにもカーボンニュートラル、脱炭素社会への実現に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今、町の認識を示されましたけれども、まさにそのとおりで、本当にこの気候危機の問題が切羽詰まっているということで、本当に町の将来というか未来がどうなるっていくのかというのは、もう本当に担当課並びに町長の双肩にもかかっているというふうに言っていていいかと思います。町としてできることというのがちょっといろいろ限られているのでちょっともどかしいところもあろうかなと思いますけれども、今、述べられた認識を、ぜひ今後の計画にも具体的に反映して行って、できるようにしていただきたいなというふうに思います。

もう私も気候危機については、ちょっとにわか知識を仕入れた状態なんですけども、気温が2度上昇すれば洪水のリスクにさらされる人口が2.7倍に増加して、サンゴの生息域が99%減少するという恐ろしいことを言われてるんですよね。さらに、大気中の温室効果ガスが一定濃度を超えともう後戻りができないと。3から4度上昇してしまうと気候変動による影響が連鎖して悪化を止められないという、破局的な事態に陥ってしまうという予測がされております。今、この状況をいかに食い止めるかというのが非常に大事な課題になっているというふうに言えると思います。



気候危機についてはこのように深刻で悲観的な話もありますけれども、私としては脱炭素化、省エネルギーと再生可能エネルギーの推進は、生活水準の悪化や耐える生活を強いるものではなく、経済の悪化や停滞をもたらすものでもない。それどころか新しい雇用を創出し、地域経済を活性化して新たな技術の開発など、持続可能な成長の大きな可能性を持っているというふうと考えております。そのことをこの場で強く訴えたいというふうに思っております。

省エネというものは、企業にとっても中長期的な投資によってコスト削減等まともな効率化をもたらす。リストラ、人件費削減という経済全体にマイナスになる効率化とは正反対の道を歩むこととなります。住宅などの断熱化は地域の建設業などに仕事と雇用を生み出します。再生可能エネルギーのための地域の発電所は、石炭火力や原発などよりはるかに多い雇用を生み出し、地域経済の活性化につながります。海外に依存してきた化石燃料への支払いは大幅に減り、日本経済の弱点である低いエネルギー自給率は大きく向上し、省エネの普及によるコスト削減もあり電気料金の値下げにもつながっていくものと考えております。

いかにして脱炭素に取り組んでいくのか。これを町の果たす役割というのも非常に大きいとは思いますが、やっぱり私たち1人1人の決意と行動、これも非常に重要ですよね。

先ほど地域と自治体、住民とそれぞれが力を合わせなければいけない、まさにそのとおりですね。1人1人が気候危機奪回のために自発的に、主体的な意思を持って取り組んでいかなければいけない。ライフスタイル、生活様式を見直すことも、自分の地域にある再生可能エネルギーを地域の皆さんと住民の皆さんと力を合わせて開発・利用していく。こういった姿勢も大切じゃないかなと思います。

ところが、同時に個人や家庭の努力だけでは脱炭素は実現できません。やっぱり今の政治、根本的に今、その石炭火力や原発に固執する今の政府の方針というのも変えてもらわないといけないというふうにも考えます。地球を守り、将来の世代に豊かな自然環境を引き継いでいくために、思想信条の違いを超えて力を合わせるこのことをこの場を借りて呼びかけたいと思います。

来年も町民の皆さんの声を議会に届けるべく頑張ってまいりますので、その決意をもとに述べまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 9番、鳴海議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号4番。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 8番、黒川悟です。どうぞよろしくお願ひいたします。

早いもので12月、本年も終わろうとしております。今年はコロナ禍も明けていろんなイベントも大いに始まりました。そして、その中で駅前や障子岳塔ノ尾公園などでイルミネーションも

きれいに飾られ、年末にふさわしい光景が目立ってまいりました。特に塔ノ尾公園の点灯式のときは、町長、大変なときに来ていただいてどうもありがとうございました。イルミネーションを見て、町民の皆さんが本当に喜んでいただき元気になっていただく。このことが本当に一番いいことと思いますし、このイルミネーションのように宇美町もいつまでも美しく光り輝き続けること、そう言われると何か皆さんなんかこうにこっと笑われますが、光り輝くことを願い、質問に入りたいと思います。

今12月議会では2つの質問をさせていただきますが、まず1つ目、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」の取組について質問いたします。

文部科学省の調査では、小中学生の不登校は30万人に迫り、小学校では1,000人当たり17人、中学生では同59.8人に上りました。コロナ禍の20年度から10万人以上増え、このうち各地の教育支援センターやスクールカウンセラーら専門職に相談・指導を受けてないなど、学校内外の専門機関とつながっていない児童生徒も過去最多の11万4,217人で38.2%を占めた。深刻な実態を受けて政府は、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を強化するため、令和5年3月31日に不登校対策COCOLOプランを策定しました。そこで、当町の不登校対策の現状とこのプランを受けて実施する新たな取組について質問をいたします。

まずは新型コロナウイルス感染症拡大前と現在の不登校児童生徒数の推移について、答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） それでは学校教育課のほうから回答をいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大前と現在ということですので、令和元年度と令和4年度の比較を回答させていただきます。

令和元年度の不登校児童生徒数は、宇美町内全体で126名。それに対しまして令和4年度では184名となっており58名1.8%の増となっております。

それから、少し原因についても触れさせていただきたいと思いますが、不登校の原因については御存じのとおり様々な原因がありまして、学校が面白くないや学業の悩み、学校での人間関係、それから不規則な生活、それと家庭の事情など本当に多岐にわたる原因があることから、なかなか一概に解決策を見出すことができないというような現状になっているところです。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） やはり不登校の生徒が年々増えているということで、10年ほど前から増加傾向にあったと思われ、またコロナ禍が加速させた格好になっていると思います。

そこで、人と付き合う経験が阻害され、対人関係の構築や意思疎通の機会が減ったことが増加した要因だと考えられます。

また休校で学校を休む経験をしたことで、無理に学校に行かなくてもいいと考える子どもも出てきて、コロナ禍がある程度収束した今も尾を引いているのが現状だと思っております。

そこで次の質問ですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門職に相談や指導支援を受けていない当町の不登校児童生徒の現状と今後の対応について、答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 御質問では専門職等の相談、また指導支援を受けていない児童生徒の現状というような質問ですが、この指導支援を受けていない児童生徒というのは、実は数が少ないですので、まず支援をしているほうの状況についてちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

不登校児童生徒への支援については、まず町が設置しています適応指導教室のくすのき教室や各学校、宇美東中学校では令和3年度から、それから桜原小学校、宇美中学校では今年度から校内に適応指導教室を設置し支援を行っているところです。また一人1台端末を利用したオンライン授業などの対応も行っております。また、そのほかにはフリースクールを利用している児童生徒もいますので、その場合にはフリースクールと学校で連携を取りながらの支援も行っております。

今、お話したとおり、大半の不登校児童生徒は家庭訪問、また電話連絡等でつながりを保つことができしておりますが、御質問にあった、そういった対応に応じることができない、また応じない御家庭もありますので、そういった家庭には、まずは話をするために根気強く家庭訪問また電話連絡等を繰り返しております。お話をすることができれば、お話に出ていた教育相談室またはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携をして相談や支援を行っているところです。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 話ができないお子さんのほうが少ないということで、その子に関しては適切に対応しているというふうに取り扱っていました。

先ほども言われました不登校の理由は、やはり多様化していると思います。ヤングケアラーや子どもの貧困・虐待のケースもあれば、友人や先生との関係がうまくいかないなど学校生活がきっかけとなることもあり、あらゆる要因が絡んでいます。不登校の要因が複雑なだけに、それぞれの支援が意図する狙いと子ども1人1人のニーズがマッチしなければ効果は出ないと思っております。

また、その子どもたちを支える親を支援していく必要性も高まっていると思います。不登校の家庭が直面する課題に関して、不登校を経験した子どもを持つ保護者に対しNPO法人登校拒

否・不登校を考える全国ネットワークが行ったアンケートでは、不登校の原因が自分にあるかもと自分を責めた親が66.7%、孤独感・孤立感を抱いた親が53.1%に上りました。また必要な支援としては、学校以外で安心できる居場所・人とつながれる80.5%、学校の柔軟な対応76.9%、経済的な支援68%などが上がりました。

また不登校の親が助けになったと感じた相談先としては、学校や行政の窓口よりも不登校の親の相互交流の場である親の会やフリースクールを上げる回答が多かったようです。

一方、子どもの不登校をきっかけに家計の支出が増えたが全体の約9割を占めました。その要因としては68.1%が食費、39.8%がフリースクールなどの会費のほか通院・カウンセリング費も35.5%に上りました。子どもが不登校になったことからパート時間が減った、休職・転職したなどの働き方の変化を余儀なくされ、収入が減少した世帯は全体の約3割に上りました。不登校の親に精神的・経済的の両面で大きな負担がのしかかっているという実態が浮き彫りとなったことがよく分かります。

自治体の実情に応じた不登校の親に対する支援が重要であり、保護者が1人で悩みを抱え込まないよう関係機関と連携した相談体制の整備が必要不可欠だと思いますが、当町では不登校の子を持つ保護者への対応と支援をどのように行っているのか、また今後の取組について見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 保護者への支援に関してですけれども、保護者に対しましても、先ほど言った家庭訪問、また電話等で連絡を取り合った際にそれぞれ個別な支援を行っておるところです。

まずは、教職員が相談には乗りますけれども、事案によっては教育相談やスクールカウンセラー、または経済的支援の窓口となりますスクールソーシャルワーカーなどを紹介して相談支援を行えるようにしているところです。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 日本では法律で、国民に等しく教育を受ける権利が保障されています。平成28年に教育機会確保法が制定されました。教育機会確保法とは不登校児童生徒が教育の機会を失わないことを目的とした法律であります。学校以外でも様々な学びの場を選択できる学校復帰ではなく、社会的自立を目指す、国・地方公共団体と民間の団体が協力し、子どもや親へ必要な情報を提供し、どんな子どもに対しても教育の機会を確保していくのが教育機会確保法であり、不登校児童生徒の学校以外での多様な学びの場を支援するよう明記されています。

こうした理念の中、十分に周知されていないのが現状のようですが、そのため学校や行政窓口にも相談しても求めている支援や情報提供が受けられないという状況が生まれているという指摘も

ありますが、当町はどのようになっているのか。また教育機会確保法の理念を教育現場や行政・保護者などに周知していくことも重要であり、不登校児童生徒が学びたいと思ったときに学べる環境整備、多様な学びの場の確保が必要不可欠だと思いますが、当町の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 多様な学びの場の確保ということでの質問です。先ほどの質問でもお答えしたとおり、まずは町内にある適応指導教室、それから最近先ほど紹介しました学校内に設置している適応指導教室等を活用しているところです。ただこのような学びの場の確保については、人的または物的環境の問題などが山積みとなっておりますので、なかなか早期解決に至るには厳しいという状況であります。また、そのほか御紹介しましたオンラインでの対応と。そういったところでそれぞれ児童生徒に合わせた形で御相談にのって、学びの確保に努めているところです。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 分かりました。

教室に行きづらくなった生徒が学校で落ち着いて学習できるという環境、児童生徒が自分に合ったペースで学習・生活できるスペシャルサポートルーム等を各学校に設置することや、また不登校児童生徒に学びの場を提供し、進学や就職の希望をかなえる環境整備も重要だと思いますが、そこで、不登校児童生徒は学習成果の評価がないために進路の選択が制限されることが懸念されます。当町の支援体制はどのようになっているのか、見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 不登校生徒に対する進路指導については、学校に通っている生徒と同じように三者面談等を通して行っているところです。不登校生徒の進路決定に向けては生徒及び保護者が自ら進路先を探し出して相談される場合と、学校側から体験入学などを含めて学校を紹介する場合があります。全日制の高等学校への進学は門戸は狭く、限られた高等学校にしか進学できないというような状況にありますけれども、近年では不登校生徒を積極的に受け入れている高校、また通信制のサポート校などがありますので、そういった学校に進学することが多くあるようであります。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） それでは、最後に第7次宇美町総合計画の中の基本目標1に、みんなで「子どもの育ち」を応援し生涯にわたって「学び」を楽しむ『笑顔』をうみだすまちとあり、施策にあります学校教育の充実の課題で、不登校の個に応じた対応と社会自立への取組を進めるとともに、新たな不登校を生まないための取組が必要であるとあります。現在、小中学校の不登校が過去最多となっております。様々な理由で学校に行けない児童のために平等に教育を受ける

ことができる環境を整えることが重要であります。

COCOLOプランでは、首長や教育長などが地域社会や家庭、NPO、フリースクール関係者と連携し、取組を充実させることが求められています。このプランを受けて実施する当町の新しい新たな取組について、教育長に見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 失礼いたします。不登校対策につきまして回答いたします。

不登校につきましては、子どもたちの心の健康を脅かす重大な社会問題であり、今や学校だけでなく地域全体で取り組む必要がある課題だと思っております。不登校対策の詳細につきましては、先ほど課長が答弁いたしました。その要因は多岐にわたり、また複雑化していることが挙げられます。内容によっては学校だけでは解決できない要因もあります。そのため不登校の取組は不登校になった子どもへの支援と新たな不登校を生まないための取組の両方が大切です。

先ほどこれも課長が答弁いたしました。現在、町内の各小中学校は不登校の状況に応じた支援を行っております。子どもの居場所づくりとして町内にある適応指導教室の活用、学校内の適応指導教室の拡充、早期発見などの支援体制として教育相談室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用を行っているところです。また学びを保障するためにICTを活用した支援も行っております。さらにQUアンケートを通して学校教育課に配置しているいじめ・不登校対策専門の指導主事が各学校を訪れ、早期発見や指導助言を行っております。

今後は、これまでの不登校対策に加え、新たに次のようなことにも取り組んでいきます。1つは、計画的に全校——全学校に赴き、不登校対策ヒアリングを行い、それぞれの学校の事案に応じた対策の指導助言を行います。もう1つは学校だけでなく保護者や地域の方との協働により支援体制を強化していきます。

最後に、不登校の要因として、人間関係形成力や自己肯定感の低下が上げられることから、現在、学校が楽しいと感ずることができるよう学校適応感を高めるために、各小中学校では創意工夫を凝らした教育活動を推進しているところです。この取組が功を奏した事例も報告されておりますので、今後も引き続き学校適応感を高める教育活動を推進できるよう学校支援をしてまいります。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） いろいろ今まで答弁いただきましたけれども、しっかり不登校対策が今後もできていくことを願っていますし、できるだろうと私は思いました。自治体によって教育行政の文化は異なりますが、先進地の実践事例が一概に当てはまるとは限りませんが、地域の実情に精通して現場の教員や専門職等が我が地域の課題に向き合いながら、限られた予算の中で効果を生み出す対策を今後も進めてもらいたいと申し上げ、1つ目の質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 続けてどうぞ。黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 次に、町内事業者への物価高騰対策の考えはということで質問させていただきます。

物価高から生活を守るということで、国はエネルギー・食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を実施できるよう電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で、低所得世帯支援枠及び推奨事業メニューを増額することを発表いたしました。

11月29日に成立しました2023年補正予算では、物価高騰対策には総額2兆7,363億円、物価高騰を受ける生活者や事業者を自治体が独自に支援する財源となる重点支援地方交付金を積み増すため1兆6,000億円が計上され、交付金の使途は2つの柱で構成されています。1つ目は低所得世帯で1兆592億円で、住民税非課税世帯に1世帯当たり7万円を給付する。2つ目は地域の実情に合わせて自治体が柔軟に活用できる推奨事業メニュー5,000億円を、政府は生活者と事業者の両面で物価高騰対策の事業を掲げています。

また政府が示しているメニュー以外でも、自治体が効果的と考える支援策があれば実施計画を策定して申請することもできるとなっています。その中で、重点支援交付金（低所得世帯支援枠）住民税非課税世帯1世帯に当たり7万円の給付は、当町では令和6年2月下旬に支給が開始される予定になっております。

また重点支援交付金推奨事業メニューでエネルギー・食料品価格等の高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うための交付金が支給されるが、この交付金がどのような支援に使われるのか。またそしてスピード感ある対応が求められます。そこで、当町でのその取組について質問をいたします。

今までもコロナ禍で引き続き物価高で生活者はもちろん、事業者も経営状況が厳しいことは言うまでもありません。まず1つ目の質問ですが、令和2年から令和4年度にかけ新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で様々な支援が当町でも事業展開されましたが、その中で特に事業者に対する支援の事業実績と効果について答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 中西企画財政課長。

○企画財政課長（中西敏光） まず企画財政課のほうから答弁をさせていただきます。

これまで地方創生臨時交付金を活用した事業所支援を実施しておりますが、直接的な給付等の事業者への支援と町民の方への消費喚起を促すことによる事業者への支援を実施しております。

具体的な実績を報告させていただきますが、少し長くなりますが御了承ください。

まず直接的な給付等の事業者支援として、令和2年度事業は小規模事業者応援給付金として売上高が減少した小規模事業者への10万円の給付をはじめ休業要請協力店舗等協力金として、福

岡県の休業要請に応じた対策をとった事業者への10万円の給付、新型コロナウイルス感染防止店舗環境対策事業として感染防止対策を実施した事業者に対して5万円の給付、それと飲食店利用促進事業として飲食店のテイクアウト事業に対する補助金を交付をしております。

令和3年度事業は、継続支援金給付事業として売上が減少した事業者に対する10万円の給付や交通事業者事業継続応援金給付事業として、不要不急の外出で大きな影響を受けている町内交通事業者に対してバス1台につき5万円、タクシー1台につき2万円の給付を行っております。

次に、消費喚起を促すことによる事業者支援は、令和2年度事業はプレミアム付き商品券発行事業補助金として宇美町商工会が発行する商品券のプレミアム率の拡充を行っております。こちらのプレミアム付き商品券事業の拡充は、令和3年度、令和4年度も実施をしております。

令和3年度においてはキャッシュレス決済事業としてペイペイを活用したポイント還元事業を実施しております。

令和4年度においてはマイナポイントプレミアム商品券事業として、マイナンバーカード交付者に対して町内限定で使用できる1人5,000円の商品券を配布をしております。また生活応援地域商品券事業として物価高騰に直面する全ての町民の方に対して町内限定で使用できる1人5,000円の商品券を配布をしております。臨時交付金を活用した事業者支援としては全12事業を実施をしております。

また効果といたしましては、事業者の方や町民の方より大変助かりますなどのお声も多数いただいておりますので、コロナ禍での対策として一定の効果を上げていると考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 令和2年から4年度にかけての事業内容ですが、かなりの交付金が出されて、多分、事業者は助かっていると私も思っております。

次に、今回、国から当町に交付される重点支援地方交付金の額はどのようになっています。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） 現状として、まだ内示の段階となりますが、推奨事業メニュー分としては約8,500万円の交付予定となっております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 推奨事業メニューが8,500万円ですね、了解しました。

物価高騰の中、いろんな方々からの悲鳴が聞こえてきています、コロナ禍から今現在の物価高に関しまして。中でも当町を拠点とした企業、特に運送業者からもコロナ禍に引き続き燃料費の高騰が長引く中、町からの支援が受けられないのかという要望があっております。当町は物流事業者や運送事業者が数多く存在しますが、どの事業者も厳しい事業展開をされていると聞いてい



ます。様々な業種の事業がある中で、また限られた予算の中で、今回、燃料の高騰でコロナ禍より直接影響を受けている運送事業者に対して、支援が必要ではないかと思っております。まずは今回の重点支援地方交付金推奨事業メニューにその支援は該当するのでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 中西課長。

○企画財政課長（中西敏光） まず推奨事業については、8つのメニューが示されております。まず生活者支援として、1、エネルギー・食料品等の物価高騰に伴う低所得世帯支援。2、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援。3、消費下支え等を通じた生活者支援。4、省エネ家電等への買替え促進による生活者支援です。

次に、事業者支援といたしましては、5、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場などに対する物価高騰対策支援。6、農林水産業における物価高騰対策支援。7、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援。8、地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援が示されており、8の地域公共交通・物流や地域観光業等に支援するものが該当すると思われま

す。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 該当するということですね。

町内の運送業者、事業者の数はどのくらいありますか。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田シティプロモーション課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） こちらにつきましてはシティプロモーション課から回答をさせていただきます。

これにつきましては、令和4年度の経済センサス調査によりますと、町内には1,297事業所がございまして、このうち運送業は103事業所、全体の8%でございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 宇美町は103事業所が運送業としてはあるということですね。

福岡都市圏でも運送事業者に対する支援を行っている自治体もあると聞いておりますけれども、現状分かりましたらお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） 引き続き私のほうから回答させていただきます。

今言われました、様々な結びつきがございます福岡都市圏17市町の中で、エネルギー価格高騰等による運送事業者への支援事業を行っているのは筑紫野市、春日市、那珂川市、古賀市、宗像市、福津市の6団体でございます。なお運送事業者に指定せず域内の事業所に対してエネルギー価格高騰等の影響に対する支援事業を行っておりますのは、福岡市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、粕屋町の5団体で、なお筑紫野市につきましては運送事業者と重複支援でござい

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 町での先ほど支援事業ですね、地方創生臨時交付金での支援事業の中で、交通事業者に対する事業継続応援給付事業というのがありました。バス会社、それと個人タクシーですかね39がありました。運送会社についてはまだそういう特化したものがないと思っております。福岡都市圏で今ある支援をやっている自治体言われましたが、内容としてはどうなんでしょうかね。車1台につき幾らとか、上限が幾らとか、そういう内容が少し分かれば願います。

○議長（古賀ひろ子） 瓦田課長。

○シティプロモーション課長（瓦田浩一） 全てと申しますと、なかなかお時間いただくような形にはなるんですけれども、令和5年度でいきますと、例えば春日市につきましては1台当たり法人が5万円、個人が2万円という形で、事業としては12月1日現在では30件の434万円と。あと令和5年度で申し上げますと、運送事業者の特化したものではないですけれども、事業者のほうで福岡市の申し上げますと、燃料費及び光熱費について価格高騰分の一部を支援しておるものがございますけれども、これは価格高騰分の合計額の2分の1、上限60万円を支援しておるというようなことになっております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 様々な自治体によって支援の仕方が違ってきているとは思いますが、ガソリンや軽油、灯油また重油など燃油代の高騰が抑えられる燃油補助金の期限が来年4月までに延長はされました。今後も引き続きエネルギーや物価高騰は依然続くことが懸念されます。当然、今までコロナ禍から物価高騰の現在に至るまで、いろんな団体から、また企業から支援の要望があったと思いますが、燃料価格高騰が直接響いて苦しい経営状況であり、業界全体が2024年問題を抱え人手不足や、コロナのときのコロナゼロゼロ融資の返済などが始まって、企業も大変で、ますます深刻な経営状況になることが懸念される運送事業者に対して、町独自の支援が必要と思うところなんです。コロナ禍の中で糟屋郡町長会の中で福岡県トラック協会から運送事業者に対して支援の要望を行っていると聞いておりますが、まだ当町は実行がされていないということで、近い将来スマートインターチェンジの計画もあり、町の支援により運送事業者が活性化し、中小・小規模事業者を支える補助金の拡充や事業継続支援に力添えがあればと思います。当町が物流拠点として発展することによって、雇用創出や定住者の促進にもつながり、宇美町の将来の発展のためにできる限りの支援をと思っておりますが、町長の見解を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） まず12月3日、塔ノ尾公園のイルミネーションの点灯式にお伺いしまして、障子岳地区の皆さんが、今年はここにこだわりましたとか、ここを工夫してライトアップしまし

たとか、楽しそうにお話をしていただきました。地域に誇りを持ち、また地域の行事に誇りを持って取り組まれている姿がとても印象的でした。あのときも申しましたけれども、近くでイルミネーションを見てもいいし、遠くから眺めてもよしということで、黒川議員の言葉をお借りすれば、光り輝くまちづくりに私も邁進していきたいというふうに思っております。

新型コロナウイルス感染症や戦争を要因とする世界的な情勢の不安定など様々な要因が重なって、エネルギーの価格・食料品等の価格高騰の影響を日本中が受けている状況が続いております。

先ほど担当課長からも説明をさせましたが、これまでも臨時交付金を活用して様々な町民支援や事業者支援を行ってまいりました。限りある財源の中、その時々状況に応じてどのような方法が支援につながるのか試行錯誤しながら実施してまいりましたが、全ての方々に満足していただけることはなかなか難しいわけですが、一定の成果があったのではないかと考えております。

運送事業者の方々の実情については、トラック協会の方が糟屋郡の町長会に出席され、窮状を訴えられたわけでございますが、これまでのところ糟屋郡内の町では運送事業者に特定した支援を行った町はございません。

農林業・小売業・建設業・製造業もろもろあるわけですが、運送業の方以外にも本町に対して支援の要請がっておりますが、そちらについても御支援には至っていないというところでございます。

ただ先ほどの課長の説明の中にもありましたが、売上高が減少した小規模事業者への10万円の給付であるとか、感染防止対策を実施した事業者に対して5万円の給付、また事業継続支援金給付事業として売上が減少した事業者に対する10万円の給付等については、運送事業者も支給の対象となっております。

今回、国の補正予算が可決され、地方への物価高騰対策として重点支援地方交付金が約8,500万円の交付が予定をされております。支援を大きく分けると、町民への生活支援、それと事業者への事業者支援の2つがあるわけでございますが、物流運送業の方々の2024年問題等もあり、難しい課題に直面しておられることは承知をしておるところです。

限りある財源の中では特定の事業者への支援というよりも、直接的な町民の皆さんへの支援を優先させていただきたいというふうに考えております。

重点支援地方交付金の使い道については、現在、事業選定を行っておる最中ですが、具体的な事業はこれからですが、先ほどの説明も8つのメニューがということで説明をしましたが、使用用途も限定されている中、どのような事業が町民支援につながるのか時間軸との戦いもありますので、現在、検討を重ねておるところでございます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 検討の段階ということで、承っておきます。

生活者も事業者も、私、同じ町民であると考えています。予算は限られています。町民の皆様  
の声をしっかり聞いて、大変なときにこそほかの自治体にはない独自の力で支援の手を差し述べて  
いただきたいと申し上げ質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

14時09分散会

---